

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局（藤井都市計画課長）】 まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から、第 2 4 4 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の出席状況につきましては、委員の 2 分の 1 以上という定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

では、お手元に「第 2 4 4 回東京都都市計画審議会 資料一覧」をお配りしておりますので、配布資料の御確認をお願いいたします。

まず、資料 1、A 4 横 1 枚の「議案一覧表」でございます。

次に、資料 2、薄茶色表紙、冊子の「議案・資料」でございます。

次に、資料 3、桃色表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、資料 4、クリーム色表紙の「議案・資料 別冊 意見書の要旨（1）、（2）」。

次に、資料 5、薄オレンジ色表紙の「資料〔別冊〕都市計画（素案）品川駅街区地区」。

次に、資料 6、薄緑色表紙の「資料〔別冊〕都市計画（素案）田町駅西口駅前地区」。

次に、資料 7、灰色表紙の「資料〔別冊〕都市計画（素案）六本木五丁目西地区」。

最後に、紫色表紙の「議案・資料 別冊 区域区分」の概要書と総括図・計画図、資料が 2 種類ございます。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。

続きまして、本日の日程についてでございます。

「議案一覧表」を御覧ください。

議事日程は、日程第 1 から日程第 7 まで、議題が合計 2 0 件ございまして、全て議決案件でございます。

それでは、原田会長、よろしく申し上げます。

【原田（保）会長】 本日、委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、運営規則に基づきまして、会議を公開で行います。傍聴者の方及び報道関係者の方々に入室いただいております。御了承の程よろしく申し上げます。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、お手元に配布し

ております「傍聴に当たっての注意事項」を厳守されるようお願い申し上げます。

次に、委員の異動につきまして御報告申し上げます。

お手元の桃色表紙の「議案・資料 別冊」を御覧ください。

1 ページに、委員の異動報告を記載してございます。

新しく委員になられた方々を御紹介申し上げます。

議席番号 2 4 番、警視総監、緒方禎己委員でございますが、本日は御都合により、代理の方に出席いただいております。

議席番号 3 3 番、弁護士、町野静委員でございます。

なお、委員の議席につきましては、運営規則に基づきまして、2 ページに記載してある委員名簿の議席のとおりと定めますので、御了承をお願いいたします。

それでは、これから審議に入りますが、限られた時間でございます。加えて、本日は案件も多くございますので、十分に御審議をいただきたいと存じますので、スムーズな議事の進行等に、御協力の程よろしくようお願い申し上げます。

【原田（保）会長】 それでは、議事日程に入らせていただきます。

まず、日程第 1、議第 7 6 3 8 号から議第 7 6 4 2 号までを一括して議題といたします。
真島景観・プロジェクト担当部長の説明を求めます。

真島部長、お願いします。

【真島担当部長】 議第 7 6 3 8 号、東京都市計画都市再生特別地区品川駅街区地区と、議第 7 6 3 9 号の東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画は、相互に関連する案件のため、一括して御説明します。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」3 ページから 5 4 ページまででございます。
あわせて、薄オレンジ色表紙「都市計画（素案）品川駅街区地区」も御参照ください。

まず、本地区の経緯について御説明します。前方モニターの地区の経緯を御覧ください。

平成 2 8 年 4 月に、水色の点線で示す区域で当初の地区計画を都市計画決定し、道路・公園等の基盤施設を位置付けています。

その後、品川駅北周辺地区において地権者からの提案を受け、平成 3 1 年 4 月に都市再生特別地区の都市計画を定めるとともに、地区計画を変更するなど、建物計画の具体化等に応じて、都市計画を変更しています。

それでは、今回の都市再生特別地区の変更について、御説明します。

今回の変更は、国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域会議から東京都の都市計画審議会に付議されたもので、事業主体は、京浜急行電鉄株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社でございます。

「議案・資料」6ページの位置図と併せて、前方モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、京急線品川駅の一部を含み、区域西側で第一京浜に接した、約3.3ヘクタールの区域です。

また、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域である、品川駅・田町駅周辺地域内に位置しております。

「議案・資料」9ページの参考図1と併せて、前方モニターを御覧ください。

本計画は、えきとまちをつなぐ一体的な都市基盤整備、国際交流拠点にふさわしい都市機能の導入、防災機能強化と先導的な環境都市づくりに取り組むもので、当該緊急整備地域の地域整備方針に沿うものであり、かつ、都市再生の効果が高いものとなっております。

具体的な都市再生への貢献内容につきましては、主なものとして、中央自由通路の延伸及び北側・南側自由通路の新設、南北貫通通路の整備、国道上空デッキの整備協力等により、歩行者ネットワークの強化を図ります。

また、多様な人々を迎え入れ、新たな交流・協働を推進し、新たな価値・文化の創出・発信に取り組むダイバーシティプラットホームとして、ビジネス交流施設、ビジネス協働支援施設、情報発信施設を整備いたします。

さらに、国内外の来街者に向け、日本各地の魅力や高輪築堤等の歴史・文化を伝える情報発信施設の整備も行います。

「議案・資料」の3ページから8ページの計画書及び計画図と併せて、前方モニターを御覧ください。

都市再生特別地区の都市計画変更の内容について御説明します。

容積率については、本計画の都市再生への貢献内容を適切に評価した上で、区域全体の最高限度を980パーセントといたします。

また、街区ごとにも最高限度を定め、北街区及び南-a街区においては1,000パーセントとし、一部をビジネス支援等を行う施設及び情報発信施設といたします。

高さの最高限度は、北街区及び南-a街区においては、高層部Aを150メートル、高層部Bを90メートルなどいたします。

「議案・資料」の10ページの参考図2と併せて、前方モニターを御覧ください。完成

予想図でございます。

続きまして、議第7639号の品川駅周辺地区地区計画の変更について御説明いたします。

「議案・資料」の40ページの位置図と併せて、前方モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、黄色の一点鎖線で示す、約22.2ヘクタールの区域です。平成28年4月に当初の地区計画を決定し、区画道路等の都市基盤施設などを定めました。

今回、都市再生特別地区の変更等に合わせて、地区計画を変更いたします。

「議案・資料」の11ページから24ページの計画書、41ページの計画図1と併せて、前方モニターを御覧ください。

斜線で示す区域7、環状第4号線の区域を地区計画の区域に追加することに伴い、地区計画の面積が約21.6ヘクタールから約22.2ヘクタールに変更します。

また、東京都が令和3年3月に策定しました品川駅えきまちガイドラインなどを踏まえ、計画書の下線部について、地区計画の目標を追加します。

このほか、品川駅街区地区において、施設計画が具体化したことから、公共施設等の整備の方針などを変更・追加します。

「議案・資料」の43ページの計画図2-2と併せて、前方モニターを御覧ください。

主要な公共施設として、地上やデッキレベルに歩行者通路を位置付けるとともに、地区施設として、立体回遊空間や広場、歩行者通路などを位置付けます。

なお、本案件について、令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、4名1団体から5通の意見書の提出がございました。

資料は、クリーム色表紙、「議案・資料 別冊 意見書の要旨(1)」1ページから9ページまででございます。

反対意見に関するものが4名1団体から5通、その他の意見が2名から2通ございました。

反対意見のうち、都市計画に関する主な意見としては、1ページ、上から7行目になりますが、「国道15号線(放射19号)の東側が開発されていくことに異存はないが、国道の西側の地域との往来や交流ができるように配慮されているか。」などの意見がございました。

これに対する国家戦略特別区域会議の見解は、1ページ右枠、上から9行目の記載のと

おりで、「『品川駅えきまちガイドライン』では、品川駅を中心としたデッキレベルのネットワークにより、西側、北側及び東側の三つのまちの特性を生かしながら結びつきを強化していくこととしている。

これらを踏まえ、本地区では、京急線の品川駅地平化に合わせて既存の中央自由通路を西側に延伸するとともに、北側及び南側に歩行者通路を新たに整備するなど、国道15号上空に整備される広場空間と一体となってデッキレベルにおける東西の円滑な歩行者ネットワークを形成することとしている。」などというものです。

議第7638号及び議第7639号の説明は以上です。

続きまして、議第7640号、東京都市計画都市再生特別地区田町駅西口駅前地区について説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙、「議案・資料」55ページから80ページまで、併せて、薄緑色表紙「都市計画（素案）田町駅西口駅前地区」も御参照ください。

今回の変更は、国家戦略特別区域法に基づき、東京都の都市計画審議会に付議されたもので、事業主体は、森永乳業株式会社、三井不動産株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社でございます。

「議案・資料」58ページの位置図と併せまして、前方モニターを御覧ください。

本地区は、JR田町駅及び都営線三田駅に隣接し、区域西側で第一京浜に接する、約0.8ヘクタールの区域です。

また、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域である、品川駅・田町駅周辺地域内に位置しております。

「議案・資料」65ページの参考図1と併せて、前方モニターを御覧ください。

本計画は、駅まち一体の都市基盤整備、国際交流拠点にふさわしい多様な都市機能の導入、防災対応力強化と先進的な環境都市づくりに取り組むもので、当該緊急整備地域の地域整備方針に沿うものであり、かつ、都市再生の効果が高いものとなっております。

具体的な都市再生への貢献内容につきましては、主なものとして、公民敷地を一体とした交通広場及び駅前デッキ広場の整備により、交通結節機能及びバリアフリー動線を含む歩行者ネットワークの強化を図ります。

また、スタートアップ企業が集積する立地特性を生かし、社会課題解決に取り組むスタートアップ支援施設を整備するとともに、エリア連携を強化するオープンコミュニティの形成を行います。

「議案・資料」 55 ページから 64 ページまで、併せて、前方モニターを御覧ください。
都市再生特別地区の都市計画変更の内容について御説明します。

容積率の最高限度については、本計画の都市再生への貢献内容を適切に評価した上で、
1, 300 パーセントとし、高さの最高限度については、高層部を 125 メートル、低層部を 30 メートルと定めます。

また、民間敷地を活用し交通広場を整備するため、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界を計画図 3 のとおり定めます。

「議案・資料」の 66 ページと併せて、前方モニターを御覧ください。完成予想図でございませう。

このほか、2月1日開催の港区都市計画審議会におきまして、本地区に係る地区計画の決定、特定街区の変更が了承され、内閣府、地方創生事務局長宛ての答申文が送付されております。

参考として、これらの都市計画について御説明いたします。

まず、田町駅西口駅前地区地区計画の決定についてでございます。

「議案・資料」の 67 ページから 77 ページまで、併せて前方モニターを御覧ください。
隣接します総合設計制度を活用した田町タワーと合わせて約 1.9 ヘクタールの区域を定めます。歩行者通路等の地区施設を一体的に定めることで、駅間移動やまちとの連続性に配慮した歩行者ネットワークを形成します。

次に、芝五丁目特定街区の変更についてでございます。

「議案・資料」の 78 ページから 80 ページまでと併せて、前方モニターを御覧ください。

現状、計画図のとおり、0.6 ヘクタールの区域で特定街区が定められていますが、今回新たに都市計画に移行することを踏まえ、特定街区を廃止いたします。

なお、本案件について、令和 5 年 1 月 2 日から 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 名から反対意見に関して 1 通の意見書の提出がございました。

資料は、クリーム色表紙、「議案・資料 別冊 意見書の要旨 (1)」10 ページから 12 ページまででございます。

都市計画に関する主な意見としては、11 ページ、上から 2 行目になりますが、「当地区では『周辺への圧迫感に配慮したデザイン』の方針を掲げているが、平面の配置図を見る限り、再開発後の高層部は壁面の位置が現況よりも道路側に近づいているように見受け

られる。

街並みの圧迫感は、見た目の工夫以上に壁面の位置の影響が大きいと思う。高層部は現況と同じか後退する位置にするか、計画案のイメージよりも更に配慮したデザインとしていただきたい。」などの意見がございました。

これに対する国家戦略特別区域会議の見解は、11ページ右枠、上から1行目の記載のとおりで、「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドラインでは、私有地内の第一京浜（国道15号）南側の歩行者空間の有効幅員を4メートル程度確保することとしている。

そのため、本地区では、建築物の壁面の位置の制限を、第一京浜南側の道路境界から4メートル以上としている。

今回の計画では、建物高さを約125メートルとし周辺の建物と調和した高さによる駅前拠点の群造形を形成している。また、高層部は縦方向の分節表現や、低層部には緑化をバランスよく配置することにより周辺への圧迫感の軽減や良好な景観形成に資する計画となっている。」などというものです。

議第7640号の説明は以上でございます。

続きまして、議第7641号、東京都市計画都市再生特別地区六本木五丁目西地区と、議第7642号、東京都市計画地区計画六本木五丁目西地区地区計画は、関連する案件のため、一括して御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」81ページから118ページまででございます。あわせて、灰色表紙「都市計画（素案）六本木五丁目西地区」も御参照ください。

まず、都市再生特別地区について御説明いたします。

今回の変更は、国家戦略特別区域法に基づき、東京都の都市計画審議会に付議されたもので、事業主体は、六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合でございます。

「議案・資料」86ページの位置図と併せて、モニターを御覧ください。

本地区は、地下鉄六本木駅に近接し、外苑東通りなどの幹線道路に接する約10.1ヘクタールの区域です。

また本地区は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域である、東京都心・臨海地域内に位置しております。

「議案・資料」92ページの参考図1と併せて、モニターを御覧ください。

本計画は、新たな拠点を支える都市基盤の整備、国際競争力強化に資する都市機能の導入、環境への取組みと防災対応力強化に取り組むもので、当該緊急整備地域の地城整備方針に沿うものであり、かつ、都市再生の効果が高いものとなっております。

具体的な都市再生への貢献内容につきましては、主なものとして、地下鉄接続通路、駅まち広場、交通結節広場により、まちに開かれた交通結節点、安全で快適な歩行者ネットワークを整備するとともに、六本木交差点周辺地域の自動車交通ネットワーク等の再編を行います。

また、六本木の特性を生かした文化・交流・宿泊機能のほか、外国人就業者、居住者に対応する国際水準の居住機能を整備します。

さらに、都心の森として、広大な敷地に一体的な屋上庭園を整備することで、緑豊かでまとまったオープンスペースを創出し、緑を身近に感じられる憩いの場とします。

「議案・資料」 81 ページから 85 ページまで、及び 88 ページの計画図 2 と併せて、前方のモニターを御覧ください。

都市再生特別地区の都市計画変更の内容について御説明します。

容積率については、本計画の都市再生への貢献内容を適正に評価した上で、区域全体の最高限度を 1, 070 パーセントといたします。

また、街区ごとにも最高限度を定め、A-1 街区については 1, 690 パーセントとし、一部を国際的・先進的なビジネス活動を促進する施設とするほか、C 街区については国際性の高い良好な教育環境を創出するため、D 街区については国際文化会館の建物や庭園を維持・保全するため、それぞれ 150 パーセント、100 パーセントなどいたします。

高さの最高限度は、A-1 街区においては、高層部 A を 327 メートル、C 街区及び D 街区においては、低層部 E 及び F を 35 メートルなどいたします。

「議案・資料」 93 ページと併せて、モニターを御覧ください。完成予想図でございます。

続きまして、議第 7642 号の六本木五丁目西地区地区計画の決定について御説明いたします。

本件につきましても、国家戦略特別区域法に基づき、東京都の都市計画審議会に付議されたものでございます。

「議案・資料」 104 ページの位置図と併せて、前方モニターを御覧ください。

対象区域は、都市再生特別地区の区域を含んだ、約 10.3 ヘクタールの区域です。

今回、都市再生特別地区の変更に合わせて、新たに地区計画を決定します。

「議案・資料」 95 ページから 103 ページまでと併せて、モニターを御覧ください。

地区計画には、計画的複合市街地を形成するため、目標や土地利用の方針、再開発等促進区などを定めるとともに、地区内を立地特性に応じて区分します。

「議案・資料」 105 ページから 111 ページまでと併せて、モニターを御覧ください。

新たな道路ネットワークとなる地区幹線道路、交通結節機能を高める交通結節広場、開放的でにぎわいのある駅まち広場などを主要な公共施設に位置付けるとともに、地区内外の回遊性を向上させる重層的な歩行者ネットワークとなる歩行者通路などを地区施設に位置付けます。

また、建築物等に関する事項として、壁面の位置の制限などを定めます。

このほか、2月1日開催の港区都市計画審議会におきまして、六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業の決定、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更が了承され、内閣府、地方創生事務局長宛ての答申文が送付されております。

参考として、市街地再開発事業について、御説明いたします。

「議案・資料」 114 ページから 118 ページまでと併せて、モニターを御覧ください。

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、約9.2ヘクタールの区域に市街地再開発事業を決定いたします。

なお、これらの案件につきまして、令和5年12月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、14名13団体から19通の意見書の提出がございました。

資料は、お手元のクリーム色表紙、「意見書の要旨（1）」13ページから35ページまでとなります。

賛成意見に関するものが8名6団体から14通、反対意見に関するものが6名7団体から5通ございました。

賛成意見のうち、都市計画に関する主な意見としては、14ページの1行目からになりますが、「再開発が今後進むことにより、現在の交通環境、通学環境、駅周辺アクセス環境及び風俗環境などが改善されて健康的で安全な生活が送れるようになると期待している。更に、世界に名の通った六本木の街が小規模ビルの林立ではなく、統一性を持った開放空間の多い美しい街並みに生まれ変わることを期待している。この地域に住んでいる住民として、迅速に再開発を進めてほしいと思う。長年に渡りみんなが楽しみにしているので、推進をお願いしたい。」などの意見がございました。

これらに対する国家戦略特別区域会議の見解は、13ページ及び14ページの右枠の記載のとおりでございます。

反対意見のうち、都市計画に関する主な意見としては、19ページ(1)の「当計画案より除外要請者の権利のある土地を除外し、残る土地を開発区域とする地区計画に変更されたい。」、20ページ及び21ページの「②道路拡幅の不要性」、「③密集市街地対象外」、「④交通利便性とも関係がないこと」など、「本エリアについては、計画案における課題はあてはまらず、したがって、当計画に基づいて再開発等を行う必要性、正当性ないし合理性が存しない。」などの意見がございました。

これに対する国家戦略特別区域会議の見解は、19ページ及び20ページ右枠の記載のとおりで、「本計画は、六本木交差点の交通混雑、学校や大使館が面する特別区道第849号線(鳥居坂)への通過交通の流入といった自動車交通の課題を踏まえ、特別区道第1104号線(芋洗坂)の延伸整備や外苑東通り沿いの拡幅整備等を行うことにより、六本木交差点周辺における円滑な自動車交通環境の確保と周辺地域の良好な生活環境の維持を実現するものである。

また、街区再編による道路等の公共施設の整備や広場、緑地の整備によるオープンスペースの確保、駅まち広場、交通結節広場の整備による交通結節機能の強化等により、土地の合理的かつ健全な高度利用、市街地環境の改善及び都市機能の更新を実現するために市街地再開発事業の区域を設定している。」などとしています。

日程第1の説明は、以上でございます。

【原田(保)会長】 それでは、本件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 品川駅周辺地区からお聞きしたいと思います、駅街区から。

国土交通省総合技術開発プロジェクト等においてですね、沿岸の建築物は、東京湾から内陸に流入する海風に対し影響を与え、風速を弱め、都市の暑熱化を招く要因となることが指摘されていると、ということなんですね。

品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドラインを見ますと、本地域では、風の道確保の誘導などによる、ヒートアイランド現象の緩和を図る、風の道の確保を誘導するとともに、敷地内緑化・屋上・壁面緑化など、ヒートアイランド対策にも配慮する、建築物の最高高さの制限や高層建築物における一定の隣棟間隔、隣の棟との間隔の確保を図ると、あるん

ですけれども、本計画、このパースを見させていただきましたけれども、これらのガイドラインを踏襲しているとはいえない設計と見えるんですけれども、都としてはどのように考えているのか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 主要な風の道を確保するため、南街区低層部の建築物の高さを50メートル以下とし、また後背地に風がスムーズに流れるよう、建物の高層棟の隅角部に切り欠きを設けるなど、建物形状の工夫を行っております。

事業者が実施したシミュレーションにおきまして、周辺の建築計画も反映した上で、風の流れに支障がないことを確認しております。

また、屋上や壁面などにまとまった緑化空間の創出や、建物には高反射塗装を実施するなど、ヒートアイランド対策を実施する計画となっております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 画面、良ければパースを出していただきたいと思うんですけれども、とてもじゃないんですけれども、今言ったようなですね、環境やヒートアイランド現象に対応したもののように見えないんですね。

本計画地は、風の道に対してどのような配慮を行っているのか、教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 先ほども答弁いたしましたけれども、都の作成した上位計画やガイドラインに基づき、本計画では主要な風の道を確保するため、南街区低層部の建築物の高さを50メートル以下とし、また後背地に風がスムーズに流れるよう、建物の高層棟の隅角部に切り欠きを設けるなど、建物の形状において工夫を行っております。

また、事業者が実施したシミュレーションにおきましても、周辺の建築計画も反映させた上で、風の流れに支障がないことを確認してございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 風の流れに支障はないんだって言いながら、この間ですね、どんどんと海沿いにビルが建って、ヒートアイランド現象を助長しているというふうに専門家の方々も指摘をされているということなんですね。

もともと何かでっかいものが建っていた場所じゃありません、何もなかった場所です。そこにですね、一体どれだけの建物が建っているのかということなんですよ。

本計画の北街区、このなんか船のですね、後ろのコンテナ部分みたいなところですけれ

ども、これは本計画の北街区超高層ビルは南北の幅が何メートルほどか教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 北街区高層部分の南北幅は約130メートルとなっております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 パースは外からずっと引いて出しているパースですが、高さ130メートルですよ、この北街区というのは。横に130メートルですよ。巨大な壁が東京湾に向かってそそり立つわけですね。

海風というのは必ず一方向ではありませんしね、主要な風の道というのがあるんですが、明らかに東京湾に向かってこのビルが、何もなかったところですから、そこにこの巨大な壁が立ちふさがると、これで風の道は遮らないんだと言われても、私は説得力あるのかなと。

この地域ですが、そもそも容積率が470パーセントだったのを980パーセントと2倍に緩和してあげてこういう建物が立つと。約1000パーセント、もう本当に目いっぱい建てたというパースですよ。敷地に目いっぱい建てましたと思うんですが。

こういう巨大コンテナ船のような形のガラス張りの超高層ビルというフォルムになっているわけですが、いくつもの高層ビルの間に浮かぶ鉄筋コンクリートの船、これをイメージした超高層建築というのは、SDGsの時代に国際競争力強化を歌う地域として、80年代とか、90年代じゃないんですよ。

今SDGsをうたうこの国際社会の中で、都市としてはどういう街をつくっていかなくちゃいけないのかというセンスが問われている時代に、その国際競争力強化をうたう地域として、私は相応しくないんじゃないかと思うんですが、都の見解は？

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本地区では、事業者は都や区の景観計画や有識者の意見を踏まえまして計画を作成しており、駅と一体で拠点性、ゲート性が感じられる配置とするとともに、壁面を分節やガラス基調による透明感のある建物外観とするなど、周辺に対する圧迫感の低減にも配慮したデザインとなっております。

今後計画の具体化に合わせて事業者は都や区と協議を行い、良好な景観形成を図っていくこととしてございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 圧迫感の低減に配慮といいますが、縦130メートル、横130

メートルの壁が何もないところにドーンとできるわけですよ。圧迫感がないように配慮した風の道が塞がれないように配慮したと言われても、それで「はい、そうですか」という話にはならないと思うんですね。

自分たちのもともとの470パーセントの容積率で建てるんだったら誰も文句は言わないわけですよ。それが国際競争力の名のもとに、こうした建物が2倍に容積率が緩和されるといふところに、今の東京の街づくりがいいのかと。なぜ470パーセントで建てないんだと、その敷地のポテンシャルのままに。

それをわざわざなぜ2倍に容積を緩和して、CO₂を出させて、このような建物を建てるのかと。本当にこれから20年、30年の間にこういう建物が受けるんですかと。

本計画で年間CO₂排出量が2万4,800トンとなっています。何もないところから一気に2万4,800トンです。現在気候変動において大変な問題になっているわけですが、東京都の年間CO₂排出量が直近値で5,350万トンです。5,350万トンのうち、この1棟だけで同じ単位の2万4,800トン出しちゃう。

ちなみに、この北のほうには高輪ゲートの巨大開発がありまして、これは5万数千トン出しますから、二つ合わせて8万トンのCO₂を出しちゃうんですね、この品川駅並びだけで。

2030年の気候変動目標ですが、やっと都市整備局もこれは大事なんだと、前はそういうことも言わなかった気がします、最近では気候変動対策大事なんだと、都市整備局も言うようになったし、この計画の提案書とかにも出るようになってきたんですが、はっきり言って2030年目標に向けて、2000年度から半減しなきゃいけないんですが、9パーセントしか減ってないですね。あと6年間で41パーセント減らしていかなきゃいけないという話になっているわけです。

そんなときに増えているのは超高層オフィスビルを含む業務部門ですよ。これが足引っ張っちゃっている。これをそのままにするわけにいかないの、結局東京都は気候変動対策に今いくらお金を使っているのか。

議長、来年度の予算を見てみたら気候変動対策2,000億円ですって。私が7年前に環境局に入ったとき、環境局全体の予算が300億円とか500億円とか、そのぐらいだったんですよ。

私たちは気候変動対策にもっと1,000億級で使うべきだということを主張してきたので、2,000億円の予算がついたのはすばらしいことだと思っていますが、その一方で、

国と東京都と自治体合わせて約1,000億円ぐらいかけてこうやって再開発を応援してあげるんですね。

品川のこの駅周辺地区に今回来年度予算で東京都が出すお金、200億円ですよ。私は、余りにもですね、矛盾が甚だしいと。

一方では開発を促進して、補助金も出して、莫大なお金をかけてこうした大型開発を進めて環境破壊もするのに、一方では気候変動対策を訴えて2,000億円の財政を投入していくと。

私は、いよいよこういうまちづくりにメスが入っていかないと、東京のまちはもたないということを指摘して、本計画には不承認とさせていただきたいと思います。

失礼しました、もう1個ありました。

もう一つ、品川の歴史を大事にするみたいな話があったんですけども、本計画地ではこの間の調査で旧品川停車場に係る駅前広場の盛土層などが確認されているということです。高輪築堤の駅舎が、一部が発見されたんです。私、ずっと幻の旧品川駅とずっと言ってきましたけれども、発見されたんです、その盛土層がね。

そうすると、駅舎が発見されれば高輪築堤の位置はおおよそ分かるはずなんですね。

高輪築堤は神宮外苑よりも前にヘリテージアラートが国際イコモスから出された世界遺産級の遺跡であります。

私も何度もここでこの宝だけは守らなきゃいけないって訴えてきました。世界遺産になるんですから、こういうビルを建てているよりこうものを残した方がいいですよ、将来的には。

本計画時に、発掘保存の話は都と事業者との間で出なかったのか、お答えください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 高輪築堤につきましては、令和2年9月に高輪築堤調査・保存等検討委員会が設置され、検討委員会の指導・助言の下、事業者等が文化財調査を進めております。

調査の結果、検討委員会で保存方針が取りまとめられると承知しており、事業者が適切に対応するものと認識しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 私思うんですけど、なんにもなかったところにこの巨大なパースのビルが建とうとしているんですね。

これだけのものすごいお金をかけて、これだけの建物を建てられる技術がありながら、私は線路の付け替えの一つだってできたと思うし、そうしたら何百メートルにわたる世界遺産になるだろうと言われている高輪築堤を復元することができるわけですね。埋まっているわけです、そのまま。

そうした発想も何もなく、今までどおりのですね、超大形高層ビルばかりをつくっていくというこのまちづくりの在り方について、私はもうちょっと東京というものがですね、前途を考えて、事業者も含めて、しっかりと将来像を描いていくっていうことができないと、全ての事業者が、地権者が、自らの土地で勝手なものをですねバラバラとつくって、しかも自分たちのポテンシャルだけでつくるんだったら誰も文句を言わないわけですけど、こうやって都市計画審議会に諮られて容積がポンと上げられて。こういうまちづくりを早く是正しないといけないなど、意見を述べたいと思います。

これ、このまま次のやつも行くんですか。

【原田（保）会長】 品川関係で御意見あったらよろしくお願いします。

加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 この品川駅周辺ではリニアの開通や京急線地平化、国道上空広場、環状4号線など、国、都、鉄道事業者等による整備が進められておりますが、この案件、品川駅街区地区では、どのような基盤が整備されるのかをまず伺いたいと思います。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 品川駅は、東京と国内外を結ぶサウスゲートにふさわしい広域交通結節点としての役割が期待されております。

品川駅街区では駅周辺の都市基盤整備と併せて、東西・南北方向の歩行者ネットワークの強化や、多様な交通モードを結ぶ立体的な歩行者動線の整備を行う計画となっております。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 そうしますと、東京と国内外を結ぶサウスゲートとして多様な人々が訪れることが想定されると思うんですけども、そうした中でどのような施設が整備されるのか伺います。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 広域交通結節点である品川駅のポテンシャルを生かし、ビジネス来街者や観光客など、多様な目的で訪れる人々を迎え入れることとしております。

具体的には、交流・協働の促進や、新たな価値・文化の創出・発信に取り組むビジネス交流施設、コワーキングスペースを備えたビジネス協働支援施設や、日本各地の魅力や品川駅周辺の歴史・文化などの地域資源を伝える情報発信施設の整備等を行う計画となっております。

また、多言語にも対応するなどとしており、日本の玄関口にふさわしいショールームの役割を担うことが期待されております。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 この品川のプロジェクトは、地域の課題を解決するとともに、東京の国際競争力強化の面でも重要な取組であります。

また、交通結節機能として多くの人が集まるエリアのため、災害時のレジリエンスの確保が重要であります。過去の災害事例から考えると、レジリエンスを確保するには、通常の電気だけでなく、一定程度のガス利用が必要となります。

そこで、本地区の防災対応力強化の取組について伺います。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 災害時の系統電気供給の遮断時は、非常用の発電機により、災害時でも安定して供給が可能な中圧ガスを利用し、平常時の約75パーセントの電力を確保するとともに、電気・ガスの供給遮断時も、オイルタンクの備蓄により非常用発電機を使用し、72時間分の電力を確保する計画となっております。

帰宅困難者対策につきましては、デッキレベルの安全な避難経路、一時滞在施設等を確保し、3日分の防災備蓄品や非常時も利用可能なトイレなどを備える計画となっております。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 都市再生の意義に加えまして、今お話のあった防災対応力強化の面でも、努力しているということでございます。

東京が持続的な成長をし、国際競争力を高めていくためには、都民の安全・安心を確保しながら、エネルギー利用の効率化や再エネの利用を進め、地球環境への配慮と便利で豊かな社会生活の両立を確立していくことが必要であります。

品川駅の案件のみ質疑させていただきましたが、他の田町や六本木の案件も含めまして、国際競争力強化や地域の課題解決、防災対応力強化に貢献し、環境負荷低減にも最新の技術で取り組む、第7638号から第7642号の議案について、賛意を示すとともに、こ

これらの都市再生プロジェクトについて着実に進めてほしいと要望して、発言を終わります。

【原田（保）会長】 それでは、品川以外でも。どうぞございましたら。品川以外ですか、どうぞ。

柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 私は、議第7641号の六本木五丁目西地区についてお伺いしたいと思います。

この本地区では、六本木駅周辺のバス・タクシー乗り場、この分散といった交通利便性の課題ですとか、あるいは外苑東通り、この渋滞の常態化等の交通基盤の課題、それから崖地の老朽化をした擁壁による防災面の課題、これらを抱えているわけであります。

これらを解決するために都市機能の更新が必要と考えているわけですが、この計画ではこうした課題の解決に向け、どのようにこれから取り組んでいくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】本地区では、地下鉄駅とつなぐバリアフリー化された地下通路、バス・タクシーの乗降場、それらをつなぐ広場を整備し、六本木駅周辺における交通結節機能の強化を図ります。

また、六本木交差点の交通混雑、学校や大使館が面する特別区道第849号線、鳥居坂への通過交通の流入といった自動車交通の課題を踏まえ、特別区道第1104号線、芋洗坂の延伸整備や、外苑東通り沿いの拡幅整備等を行うことにより、六本木交差点周辺における円滑な自動車交通環境の確保と、周辺地域の良好な生活環境の維持を実現するものでございます。

さらに、急傾斜地の除去、建築擁壁の整備、既存擁壁の補強など、地区内に存在する急傾斜地の安全対策を行うことによって、防災機能の向上を図りつつ、高低差のある地形によるバリアを解消する重層的な歩行者ネットワークを整備することによって、バリアフリーにも配慮した、安全で魅力ある歩行者空間を実現してまいります。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 今答弁いただきました。よく分かりました。

そこでお伺いしておきたいのが、この六本木の都市再生特別地区につきましては、地域の課題解決、それから防災性の強化に貢献するという事で今説明があったとおりなんです。したがって、このプロジェクトは着実に進める必要がある、というふうに我々は考

えています。

都市再生特別地区の都市計画の決定後、これについては再開発組合の設立ですとか、あるいは市街地再開発事業が進められていくということになると思うんですが、地権者の事業、あるいはその地権者の生活、これらが継続するためにもですね、やはり従前の資産の評価、これが適切になされていくということが非常に重要だと思っております。

したがって、お伺いしたいのは、この事業の地権者の従前の資産、これはどのように評価されることになるのか、この点についてお伺いしたいんです。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 再開発事業における地権者の資産は、今後設立される再開発組合において、不動産鑑定士等により適切に評価され、権利変換や転出の補償がなされるものと承知しております。

地権者等の居住や営業継続などの生活再建に配慮しつつ、事業を円滑に進めるため、都は、今後設立される予定の市街地再開発組合に対して、丁寧な説明や合意形成を行うよう指導してまいります。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 今答弁いただきましたが、やはりこのプロジェクトというのは、我々が先ほど言ったように、ぜひ進めていただきたいと思っております。

こうした中で、この都市計画の意見書の要旨、これに反対されている方々がいるわけですが、この方々というのは、この六本木駅周辺で、しかもこの再開発事業の中では一番大事、大事なところというか全て大事なんだろうけど、駅のすぐそばなんですよ、こういう方々が今までこの六本木のにぎわいをつくってきているんですね。

ですから、そういったこともやはりしっかりと、今準組ですけれども、これで組合が設立されるわけですけれども、やはりこの組合に対してね、きちっとその方々と、反対されている方々と一緒になってね、この区域に入っているわけですけれども、やっていこうというようなそういうことには、きちっとした評価が必要なんですよ。ですから、私先ほどお聞きしましたがけれども、その辺の適切な評価、これをしていくことが一番重要だと思っております。

したがって、都ですとか区においてはですね、当然先ほど質問でも申し上げましたけれども、この地権者の方々の事業の継続、それから生活の継続、これらを、準組から再開発組合にこれから移行していくわけですけれども、これらの方々の資産、これを

適切に評価するということをですね、ぜひ指導してもらいたいと思うんですよ。その点は私の方から意見として申し上げておきたいと思います。

あわせて、やはりこの東京の国際競争力を高めるための事業ですから、この事業はぜひ推進してもらいたい。その点を申し上げまして、私からの質疑とさせていただきます。

【原田（保）会長】 真島部長、いいですか。何かありますか。

それでは、ほかに、原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 次に田町についてお聞きします。

当地区の従前の容積率、700パーセント、これが1,300パーセントに、約2倍近くになるんですね。ただ高さは100メートルから130メートル弱ということなんで、高さはそこまで上がっているわけじゃないんですけれども、容積率はこれだけ2倍近くになるということですから、率直に言って目一杯建てたんだろうなと。

今までの森永乳業本社ビルというのは地域からすると、周りの人たちが、社員じゃなくても入ってきて、そこで交流が生まれるような、そういう場所だったみたいな話が、聞かされたりもしておりますけれども、割と余裕のある建て方をしていたんでしょうね。それが多分、めちゃくちゃ目一杯に建てたんだと思います。

今回、この森永乳業本社の建替え、ただ1社のビルの建替えで、特区が生まれ、容積が2倍近くに跳ね上げてもらえるということで、本当にぱっと見、単に森永乳業の資産が2倍になるというふうに見えるわけですが、当然公共貢献というものが示されていて、公共性が高いから、例えたった1社の本社ビルの建替えであっても、公共性が高いから、大きく建てさせてあげるんだという理屈になっているわけですね。

その中で、駅の東西交通とかっていうのも出ていましたけれども、それそもそも16メートルの東西行き来する道路があるんですけれども、そこにもう10メートル足すので、すごい駅の機能をよくしているとかと言うんですね。

さらに、第一京浜のバス停を中に持ってきたということなんですけれども、それは公共性あるなどは思うんですが、しかしこんなに目一杯建てているビルの下に、周辺のバス停を全部押し込めて、本当にそこは混雑しないんですかと、大丈夫なんですかと、思ったりするわけです。

容積が2倍近くになっているわけですから、働く人もたくさんいらっしゃるんだと思います。今まで、こういう再開発で大混雑になって、大変なまちづくりという結果を、私は何度も見てきていますけれども、そもそも容積率というのは人口をコントロールする規制

とされています。その地域のその街の人口をコントロールする。これが狂うと、正にインフラの不足、福祉や環境の負荷というものがわーっとかかってきて、まちとしていいまちづくりにならないと言われているわけですが、

今回はさらに、一番強調されているのがスタートアップです。計画書を見させてもらいますと、スタートアップがものすごく日本は遅れている、東京都は遅れているというのが、ずーっと、危ない、危ないというのが書かれていまして、スタートアップしかないんだぐらいに書かれているんですね。

スタートアップの育成が強調されていますが、超高層ビルの中に交流施設をつくるだけでスタートアップの育成になるのか、教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本計画では、多様なワークスペースを整備するとともに、交流エリアでは施設会員以外の利用も可能な計画となっております。

また、スタートアップ支援に必要な人材確保・資金調達などにおける運営や企画立案などを行うスタッフが常駐し、支援体制を構築することにより、スタートアップを育成することとしております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 場所を提供すると。

あと人材っていうと、いろいろスタートアップの成長メニューというのがあるわけですが、それに過程に応じていろんな支援をしてくれるということですが、実際には資金調達の支援をしてくれる人なんてそこにはいらっしやらないわけですね。

この時期にはこういう資金調達が必要だよ、人集めが必要だよというだけであって、結局それをやるのは全部スタートアップになりたいと思う人たちなわけで、本当に場所を提供するだけでスタートアップがどんどん増えていくのかと、アドバイスをする人がいるとスタートアップが増えていくのかと思うんですけども。

ちょっと質問の順番を変えさせてください。事前にお渡ししていたQ6番、スタートアップが好むまちとしてですね、慶応仲通り商店街など限界性のある街並みを強調しているんです、この計画書って。慶応仲通り商店街みたいな、雰囲気の良い商店街、飲み屋街があるとスタートアップが育ちやすいんだっていうんですけども、それを強調しておきながら、超高層ビルを建てるというのは矛盾しているような気がするんですけど、どうでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 国道15号西側から大学にかけて、慶応仲通り商店街など界隈性のある街並みが続いてございますが、本敷地は国道15号とJR線に挟まれた高層ビルが立ち並ぶ場所に位置してございます。

本計画は、高さ約100メートルの森永乳業の元本社ビルを約125メートルに建て替える計画であり、田町駅周辺エリアにおける街並みに影響を及ぼすものでは、ものとは考えてございません。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 このビルの風貌がですね、っていうか、慶応仲通り商店街とかそういうまちにスタートアップは起きやすいんだと言う一方で、それを口実に、口実にと言っちゃあれですが、森永乳業本社ビルは容積率を2倍にしてもらえるわけですけど。

Q7番に聞きたいんですけど、スタートアップエコシステム、スタートアップが相互に連携してスタートアップを更につくっていくんだという、スタートアップエコシステムを形成するため、今回の開発が必要だっていうんですけど、超高層ビルを建ててスペースをつくとスタートアップエコシステムが形成されるというそのメカニズムについてお聞かせください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 スタートアップにおいては、シード、アーリー、ミドル、レイターといった成長過程に応じた支援を継ぎ目なく行うことが重要でございます。

本計画では、田町駅周辺の大企業や大学、投資家などの支援者を含めた広い交流を生み出すオープンコミュニティを形成するとともに、港区立産業支援センターやほかのインキュベーション施設と連携することで、スタートアップをシームレスに支援してまいります。

また、そこで成長した企業が、新たなスタートアップを支援するなどの循環を生み出すことによって、エコシステムが形成されるとしております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 本当にやっぱり、場所を、スタートアップ支援施設だっというのをつくりさえすれば、スタートアップが増殖していくんだという話のように聞こえました。

ただしですね、スタートアップの今言われたシード、アーリー、ミドル、レイターといった成長過程、成長ステージについては、多くの専門家が結局金融の調達であるとか、人材確保というのが必要になってそう簡単じゃないと。

そのためには更に、金融の緩和であるとか、法整備を、借金してこけてもおとがめなしの社会にするとかですね、もう国を挙げてスタートアップだけが喜ぶようなまちにしていけないと達成できないんだっていうんですよね。

だから、場所だけつくればいきなりスタートアップが成長していくという話には、そうは間屋が卸さない気がするんですけども、改めてお聞きしますが、スタートアップの育成は、今回容積率緩和の根拠となっているか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本計画では、社会課題解決型のスタートアップ企業の成長に必要な人材確保・資金調達などの支援を行う機能を備えた施設整備を行うこととしており、都市再生への貢献及び国際競争力強化に資する取組として評価してございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 ということなんですよ。つまり、今まではなんか国際級のホテルとか、国際競争力って話がありましたけど、今回新たにですね、スタートアップを支援するということで、容積率がボンと上がると。私には、はっきり言って、スタートアップを口実にして、容積率が緩和されたというふうにはしか見えないなあと。

もうちょっとこの計画については2問ぐらい聞きたいと思います。

混雑する通行人を強調していて、これ開発が必要だというんですが、容積を2倍にすることで、人や交通量の増加をむしろ生んでしまうんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 現況、変則的な食い違い形状となっている危険な駅前交差点の改良・スクランブル化を図り、見通しがよく、歩車分離された安全性の高い交差点に再編します。

また、交通広場の拡充により、国道15号に分散されたバス停を集約し、一般車、タクシー乗降場を設けることで、自動車の混雑解消、利便性の向上を図るとしております。

なお、開発に伴う交通量の増加を踏まえまして、交通影響の予測を行っており、歩行者及び自動車の双方について、通行上支障のないことを確認しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 もう一つ聞きたいと思います。駅前だけ広くしても、結局第一京浜の歩道、同じ幅員なんですよ。再開発で増える昼間人口をさばき切れる根拠につ

いて事業者はなんと言っているのか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本地区はJR田町駅と都営地下鉄三田駅に隣接しており、駅からは直接アクセスできる計画でございます。

また、歩道上空地の整備や自由通路の拡幅、地下通路の新設により、歩行者ネットワークの強化及び動線の分散化を図ることにより、混雑を解消する計画となっております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 今、割と質問に答えられていないと思うんですけども、駅からこのビルへは直結するので広いコンコースをとるんだということですけども、問題は、第一京浜の歩道は別に広げるわけじゃないんですよ。

2倍の容積になった建物が建って、もっと言えば、逆に分散されていたバスを待っている人が、一つのその駅前ところに集約されるわけですね。

これで、いろいろシミュレーションをやって、通行上支障がないっていうふうに確認されたってことなんですけれども、これまでもそう言ってですね、めちゃくちゃな混雑をしている開発ばかりを見てきているので、改めてそこは本当に大丈夫なのかということ指摘しておきたいと思いますが。

本計画については、容積の緩和の理由がですね、スタートアップですとか、根拠が希薄すぎるなど。

緑についても最後にお聞きしておきたいと思うんですけども、計画書の112ページ見ますとね、画面も変えられますかね、計画を見ただけでですね、パースを見てもそうなんですけれども、超高層ビルの巨体に対して緑地が明らかに少ないように見えるんですね。

これで緑の連続性ってのを隣のページではうたっていて、これ慶応大学とか芝公園は緑でいいんですけども、あとのやつはですね、芝浦公園はまだいいとしても、再開発の地域が全部緑に塗られているんですよ。

全部植栽レベルのものなのに、再開発があるところは全部緑色に塗られて、この田町本社ビルもですね、緑色に塗られているんですけど、左の112ページを見ると、そんな緑色に塗れるほどのですね、植栽もそんなにないと。

これで緑の連続性って言えるんですかっての聞きたいんですけど、いかがでしょう。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本計画地において、現状約390平方メートルの緑地に対しまして、

新たに約3,000平方メートルの緑地、緑化面積を確保する計画としております。

立体的な緑化空間も整備することにより、隣接街区や沿道緑化と連続した緑のネットワークを結節する計画となっております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 125メートルということで、出るCO₂は5,500トンなんです、ね、年間。万の単位ビルと比べると少なく見えるかもしれませんが、すごい規模です、5,500トン出すというのはね。

これが、これに対して3,000平米の緑化面積を確保するんだっていうんですけど、見ても本当に植栽を植えたらそこらじゅう一体が全部もう緑化されているんだっていう計算かのような、そういう数字ですよ。

私はとてもじゃないけれども、これがですね、緑のネットワークとか、緑の連続性とか、そういう話にはならないでしょうと。これでですね、環境に配慮したと言われても困るなということを指摘して、やはりこれもですね、持続性という点で、なぜこんな緩和をしてやらなきゃいけないのか、全く理由が見つからないということで、不承認とさせていただきます。

六本木について、続けてよろしいでしょうか。

【原田（保）会長】 はい、どうぞ。

【原田（あ）委員】 それでは、六本木五丁目西地区について、お聞きをしたいと思います。

この計画ですけれども、六本木五丁目はですね、CO₂、今まではこの六本木五丁目の地域は、エネルギー消費実績が把握できない、住宅街みたいなもんですね、報告義務のない、CO₂排出の、そういう地域です。

そこからこの計画が建ちますと、一体年間いくらのCO₂が出るかと。5万3,200トンです。外苑再開発が4万7,000トンですから、それをはるかにしのぐと、この2棟で。すさまじい規模だなあと思っています。まあ、そりゃそうですよね。327メートルと288メートルと。

これ、あ、もしかして住宅はこれに入ってなかったりしますか。ちょっと教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 住宅は入ってございません。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 そうか、私、勘違いしていました。2棟でと言いましたが、この327メートルのオフィスビル棟だけで5万3,200トンと。で、288メートルのマンション棟は住宅、家庭部門の方に行くということで、この5万3,200トンには含まれていないということでした。

とんでもない規模です。はるかに外苑再開発を凌ぐCO₂を出すんですね。

容積率は360パーセントだったものが1,070パーセントと、3倍弱というふうになっています。すさまじい容積の緩和が行われるわけです。これに対しては先ほど柴崎委員の方からも御指摘がありましたが、反対の声も出ているんですよね。

11月末の段階で地権者84名、同意率75パーセントのことだったんですが、あれから数か月経ちまして、理解を得られていたのかと、変化はあるか、教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 事業者からの都市計画案の提出後も、地権者への個別説明などを継続しているが、現在のところ状況に変化はないと聞いております。

なお、今後も再開発準備組合は、より多くの権利者から理解を得られるよう、引き続き丁寧な説明などを行うこととしており、港区においても、権利者の合意形成が図られるよう再開発準備組合を指導していくと聞いております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 港区が本組合設立に要件としているのは、大体80パーセント程度と。80パーセントってずっと言っていたんですけど、最近なんか80パーセントほど、みたいな感じになってきたんですが、でも、80パーセントと。それに対して今のところ同意率が足りていないんですね。

やっぱりこうした声をですね、届けていかないといけないと思っています。反対意見がですね、いくつか寄せられています。この地域、例えばですね、今回高度な都市機能の集積や国際色豊かな地域特性を生かした魅力ある複合市街地の形成を図るっていうふうにはいるんですが、真っ向から反対されている方は、当方所有物件が属するエリアには、そのような指摘が当てはまらないと、ずばりと言っているわけですね。

2017年3月施行の港区まちづくりマスタープラン、港区の都市計画に関する基本的な方針ではですね、第4章において、「本エリアが接道する外苑東通りは、早期に整備する都市計画道路には指定されておらず、拡幅の必要性がないことがマスタープランからも

明らか」と、かなり専門的に指摘をされていて、一体何のための再開発なんだと、私たちのまちにとって。

都心の森というコンセプトを掲げているけれども、国際文化会館の旧岩崎邸庭園の一部、東洋英和女学院、幼稚園、小学校、日本銀行鳥居坂分館の緑を伐採し、全て屋上緑化とするという現在の計画は、都市の緑を守っているとは言い難い、指摘をしています。

そこでお聞きしたいと思うんですけども、東洋英和女学院や日本銀行鳥居坂分館のまとまった緑地、旧岩崎邸庭園の一部の樹木も伐採される計画ですけれども、その伐採本数、何本になるのか、失われる面積どれぐらいか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 旧岩崎邸庭園の既存樹木につきましては、崖地の安全性確保のため、擁壁工事等により庭園の一部樹木について伐採を行うが、必要最小限となるよう検討してございます。

また、その他の既存樹木につきましても、今後樹木医などの専門家において適切な移植先の確保等について詳細に調査し、検討を行うこととしております。

このため、伐採する本数や失われる緑地面積は現時点では未定でございますが、緑地面積は従前よりも増やす計画としてございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 従前より増やすということですけど、本計画により新たに創出される緑地ってのはどれぐらいなのでしょう。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 従前の緑化面積は、約1万7,000平方メートルでございます。本地区において計画される緑化面積は、約2万3,300平方メートルでございます。

なお、従前の緑化面積のうち、移植等も含めて残される緑の面積は、今後の調査検討により判明するものであるため、新たに創出される面積は現時点では未定でございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 今のですね、現状の地域を見る限り、ものすごく実は緑が多いですよ。住宅地もありながら緑も多いという、多分すばらしい環境だったと思うんですけど、今住んでる方からすれば。

すごく育っている森だなというふうに見受けました。それがかなりの数伐採されるようだとか、伐採される本数が分からないっていう答弁だったんですけども、ただし、

緑化面積が2万3,300平方メートルに増えるんだってことは分かっていると。でも伐採する本数は分からないと。こんないい加減な話があるのかなと。分かってんじゃないですか、本当は。

何が植えられるかまで分かっている、実際は緑の面積が増えても、大木が切られ、芝生や植栽が増えるだけで、実は大幅に体積が減るといふ、例の外苑と同じ手口じゃないのかなと。

都市計画素案に示されたような、見るとすごいですね、樹木が生い茂っています。あんな高木がですね、林立している森が、人工地盤上につくれるんですか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 樹木の成長も考慮し、土被りを十分に確保し、荷重にも耐えられる構造とすると事業者から聞いてございます。

例えば、六本木ヒルズの人工地盤上の樹木の高さは、約12メートルのものがあるというふうに聞いてございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 約12メートルのものが、あると。

ただ、この計画書を見ますと、もう森ですよ、森がワーッと広がって、まさにそのぐらいの樹がですね、たくさん生えてるっていうイメージ図になっているわけですが、私はそんな人工地盤の上に大きな樹がですね、何十本も何百本も植えられるのかというのは、本当にできるのかなと思って聞いたんですけど、六本木ヒルズには12メートルのものが、1本なのか100本なのか分かりませんが、ものがあるという答弁でした。

本計画における国家戦略特別区域会議は、市街地再開発事業は、区域内の地権者の発意を基に進められる事業であり、地権者からまちづくりの提案を受け都市計画の決定に向けた手続を進める、と言っています。

しかし本計画、森ビルが主導し、買収が一定程度進んだ時点で、反対する地権者の意見に聞く耳を持たず進めてきたのであって、地権者の総意で進んできたわけではないんじゃないですか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 六本木地区では、まちの治安に課題があったことから、港区が主催する六本木地区安全安心まちづくり推進会議が平成18年に発足したことを契機に、同年、本地区内の住民による鳥居坂西地区安全安心まちづくり協議会が設立され、地元発意によ

るまちづくりの活動がスタートし、平成20年には再開発準備組合が設立されたものと承知しております。

都市計画の提案に当たっては、再開発準備組合が、地区内の権利者である組合員に対し、提案する都市計画素案について、総会や個別説明等で十分説明しております。

また、現在組合員となっていない権利者につきましても、個別説明を実施したことを確認しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 ただですね、この意見書を見る限り、どう見ても地権者の発意だけで進められてきたという感じではありませんよね。

港区マスタープランにおいて、駅周辺は活発な商店街活動が行われているエリアと表記されていると。それがですね、この開発は、こうした活発な商店街活動が行われているエリアを潰して、駅前広場を開発する計画となっているわけですね。

ある方は、日本文化の継承のためですね、自社ビル内にて文化的施設運営を行っておまして、地元の港区立麻布小学校の生徒へ、日本文化体験の茶道体験授業を提供している、そんな地権者もいると。

そういう地権者たちの意見は全く無視をされて、準備組合が設立されて、新たに土地を取得した地権者の意向が採用されて、この開発が進捗している状況だと訴えています。準備組合が設立後、新たに土地を取得した地権者の意向が採用されていると。

どこがですね、地権者の発意に、住んでいた人たちの発意に基づいて、まちづくりが形成されているといえるのかと。先ほどの答弁に不信感しかありません。

本計画のCO₂年間排出量は先ほど言ったように、5万3,200トンということなんですけれども、外苑再開発の排出量をはるかに超えているわけですね。ゼロ・エミッション東京戦略の2030目標からすれば、この目標を矛盾する計画と言えるんですけれども、改めて都市整備局の考えを教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 お話の排出量は、一定の仮定条件の下で算定した建築計画における試算値にすぎず、実際の排出量は、事業者によるオフサイト太陽光発電等の創エネ事業を推進するなど、最先端技術の活用や再生可能エネルギー由来の電力利用等に取り組むことにより、排出量の大幅な削減が図られる見込みでございます。

なお、2022年9月に改定されました東京都環境基本計画では、2030年のカーボ

ンハーフの達成に向けて、例えば業務部門ではこれまでの達成度を踏まえ、2000年比でCO₂削減量を約45パーセントに修正するなど、新たな部門別の目標が示されております。

本計画は、この新たな目標を掲げる建築物環境計画書制度等にのっとり取り組むものであります。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 今ですね、2030年のカーボンハーフに達成に向けて様々な努力をするんだって言っていましたけど、本当に既に様々な努力をした上で出してみたら、5万3,700トンと、しかも住宅は入ってないと、住宅棟の分は、っていう結果なんですね。

再生可能エネルギーを使うのは大事です。再生可能エネルギーで100パーセント電力を賄うんだったら、まあいくらかかるのか分からないですけども、それはCO₂削減に寄与すると思うので頑張っていたきたいなって思うんですけども、ただし、ゼロエミッション東京戦略というのは、CO₂の削減目標だけじゃなくて、エネルギーの消費自体を削減しないと、そもそも東京はものすごい電力を使うので、再生可能エネルギーが全く足りないと。なので、エネルギーの消費自体を抑えなきゃいけないって目標になっているんですね。

2030年までにエネルギー消費量を半分に減らさなきゃいけないと言っているときに、このビルはいくらCO₂を削減したとして、再生可能エネルギーを使うといっても、そもそもどっかにあった再生可能エネルギーを持ってくるだけで、そのパイが全然足りてませんから、あんま意味がないんですよ。

本当はエネルギー消費自体を下げなきゃいけないっていうときに、ここは大幅に、この計画ってのはそれを無視して建てられるわけです。なので、そういうことが一切今も質問しても語られなかったというところが、本当にやる気があるのかと、ゼロエミッション東京戦略。

私驚くべきものを発見したんですけども、107ページ、画面を映せますでしょうか、107ページを見ましたらね、こんな図が描いてあるわけですよ。

夏の南南東からの風が再開発ビルの緑地に触れて冷やされ、港区がですね、夏期日中の気温が高いエリアとした地域を冷やす効果があると書いてあるわけですね。

しかし、そもそも再開発ビルによって、風は一定程度このビルによって遮られるわけで

す、超巨大な建築物ですから。

しかも、再開発ビル自体が、先ほども言ったように、5万3,700トンのCO₂を出すほどの超巨大な熱量を放出しているわけですよ。

で、これが真夏のときにですね、その下にですね、いくつか生えた植栽で空気が冷やされて、このビルの北側を、街全体を冷やしてくれるんだなんていうのはですね、高温エリアを冷されるというのは、明らかに論理性を欠く説明と考えますが、都はこうした都市計画素案の主張をどう受け止めているのでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 本計画で整備する都心の森のまとまった緑陰によりクールスポットを構成することで、風下含めた周辺エリアの温度低下に一定の効果があると考えます。

なお、本計画は、夏季における地中の冷熱利用により、空調設備から外気への排熱を抑制するなど、最先端の環境技術を導入すると聞いております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 まあ、何の答えにもなっていないわけですね。物凄い巨大な熱量を発するビルです。そのビルに当たったら、その327メートルのビルですよ、その足元に12メートル、最大でもきつと、それぐらいの植栽にさっと触れた風がですね、北側の方に行って、街全体を冷やすなんて、非科学的にもほどがあると思うんですね。

こんなものを計画書案に出してきて、我々は信じていいんですかと、認めていいんですかと、こんな計画案を、思うわけです。

意見書にこうありました。当店が開店した1998年には、飲食店でにぎわい、そんな昔じゃないですよ、20年ほど前、芋洗坂は人の往来が朝まで絶えなかったと。今では通りが店舗の歯抜け状態となり、ゴーストタウンのようだと。

本来自治体とは、住民や地元商業にとってよりよいまちづくりに尽力するものだと思う。しかし、この数十年、にぎわっていた通りから人が消えていっているのが実態である。

中小企業や年収数千万円以下の住民を街から駆逐するような都市計画がいいとは思えない。地域住民や商店街が安心して暮らしていけるようにかじ取りをできるのは自治体しかないと思う。民間の大企業や大資本の収益だけを優先する計画には、疑問を持たざるを得ない。

私も、そのことを私の意見としてですね、代弁させていただきまして、本計画は承認するわけにいかないと言って終わりたいと思います。

【原田（保）会長】 本件についてほかにございますか。

青山委員。

【青山委員】 六本木五丁目西地区の計画なんですけれども、もともと六本木駅は、大江戸線と日比谷線があるわけですが、この六本木駅の周辺というのは、歩行者からすると非常にイメージが先行して、六本木という有名で魅力的な地域だと思っているんですけども、歩行的な都市基盤整備から言うと、実に未発達な地域で、少なくともミッドタウンに行くときは大江戸線から直結していると、六本木ヒルズに行くときは日比谷線から直結していると、そういうピンポイントで良くなっているだけで、地上部分は非常に未整備だったというのがあったと思うんですけれども。

今回のこの計画の中でですね、特に区画内道路については、意見書の中にもありましたけれども、2.3メートル程度しかなかった区画道路2号なんかの場合は、歩道上空地も含めると倍以上に歩道が広がるということ、それからですね、外苑東通りの拡幅で六本木五丁目交差点の右折車線が整備されるというふうなことでですね、かなり歩行者道路あるいは外苑東道路という幹線道路の状況というのは、かなり改善されるということが見込まれます。

その外苑東通りの六本木五丁目交差点の右折車線にしてもですね、そもそも、近年というか特に最近ニュースになったものもありますけど、外苑西通りの方で高校生がはねられたというかなり大きなニュースになったものがありましたけれど、一般的に言って、右折車線が整備されていないと、直進線と右折車両とが、右折車両が前にいる場合、後ろの直進車両からあおられるということもあって、右折左折で歩行者が巻き込み事故に遭うというケースが非常に多いので、私は右折車線の設置というのは非常に重要だと思っています。

それから、そもそもこの車道の方で言いますと、環3、環4、外苑東通り、外苑西通りというのは、途中で変わってくるんですけれども、もともと100年前に環1から環8まで決めたうち、環3と環4だけがほとんど完成していないという状況でして、したがって、この六本木周辺を部分的ですけれども整備するというのは非常に重要だと思います。

もともと六本木ヒルズができたときに、六本木通りと環3との往来ができるという形をつくったと思うんですけれども、本来なら道路事業でとっくにやってなければいけないところなんですけれども、再開発の機会にこういった車道と歩道の整備をするということは、ある意味再開発の目的である公共の福祉に貢献するという点に合致するのではないかと思います。

そういった点を含めてですね、先ほど意見も出ましたがけれども、六本木五丁目の再開発というのは、都計審で決定して進めるべき案件だと思います。以上、意見です。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、この計画によって、現状今の六本木に対して1年間の来客の観光客数というのは、コロナの後、何人ですか。それからその中で外国人は何人なんでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長、答えられますか。

【真島担当部長】 今すぐには分かりません。申しわけございません。

【原田（保）会長】 じゃ、調べてください。

【宇田委員】 この開発で、先ほど住民の方々、それから車で通行する方々というのはよく分かるんだけど、外から来られる方とかね、それから観光で海外から来られる方ね、それは今回の計画によって何かプラスがあるんでしょうか。

というのは、MICEというのが書いてあるけど、MICEはもうどこの計画でも言っている話であって、何も六本木にMICEに来るということで引っ張っていきますよみたいなことでは多分ないはずだと思うんですね。

それから、東京都のGO TOKYOの中でね、六本木について記述あります。これはナイトライフでありですね、いろいろそういうエンターテイメントでありっていう、こういことによって六本木の魅力というのが定義されているんですね。それは今回の計画においてはどうプラスになるんでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 当計画ではですね、イベントホール、カンファレンス等の都心型ビジネスイベントの競争力強化を図る、あわせて文化施設やナイトライフ施設を充実したものにしていこうとかですね、そういう機能が入ってございますので、来街者にとって益となるものだというふうに認識しております。

【宇田委員】 じゃ、先ほどの質問に戻りますけど、どのぐらい増えるって算定されますか。

【原田（保）会長】 答えられますか、先ほどの観光客の話。

【真島担当部長】 どの程度という定量的なところは、今分かっておりません。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 そういうことって考えないんでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 申しわけございません、定量的なところにつきましては。

資するということですね、認識してはございますけれども、定量的にどの程度まで
いうところまでは、この計画で把握してございません。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 そうするとね、今MICEとか、ビジネス云々ということをおっしゃい
ましたけれども、それはどの計画でも全部出てきますよね。ここだけの話じゃないですよ
ね。

そうすると、今の六本木を目指してきている多くの人たちにとってMICEをつくるこ
とが何かプラスになるという根拠は何なんでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 今、この地域にはですね、複合MICE機能ができておりますけれ
ども、大型のカンファレンスなんかが無いというようなところまでございまして、今回、大
型それから中型も含めてですけれども、カンファレンス機能なんかをですね、導入します。
そういったことですね、このMICEをですね、充実させていこうというような考え
でございまして。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 あの、まあMICE議論してもしょうがないんだけど。

このGO TOKYOで書かれている六本木の魅力に関してみては、どのように増強
されるか。それから、インバウンドというものがこれによってどの程度増えるのかという
ことはいかがでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 インバウンドにつきましてもですね、今言ったように、かなり増え
ていくというような認識は持っております。

【宇田委員】 あの、そういう認識をおっしゃる、部長の認識を聞きたいわけではなく
て、根拠を聞きたいんですけど、いかがでしょうか。

【真島担当部長】 今、根拠というところにつきましては、お答えすることができませ
ん。

【宇田委員】 あのね、もともとこういう開発をするときに、誰のためなのかとかね、
何のためにやるのかっていうところの目的が極めて重要だと思うんですよ。

インバウンドを増やそうということを、もし、ここにはもう書いてないけれどもね、居住の外国人とかそういうことしか書いてないけれども、元々のGO TOKYO等々で言われているインバウンドをこれから増やしていこうといったときに、インバウンドの人たちは何を求めているのかということに関しての確認というのはしなくてよろしいのでしょうか。

あるいは、事業者にそういう確認をした上で、どのぐらい増えるかと、要するにこのにぎわいをどうやって増やしていくのかということについて、東京都の側から確認することはないのでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 それも定性的にはいろいろ伺ってはいるんですが、定量的には今把握しておりません。

【宇田委員】 それでいいのかということですね、私たちとして。

東京都が世界から見て魅力的な都市にしていくといったときに、ここは、先ほどから言っている地権者の問題とかですね、CO₂だとか、いろんなネガティブなものがありましよう。青山先生がおっしゃったように、交通の面ではプラスの面もあるかもしれない。

だけれども、そもそも、この六本木ヒルズとミッドタウンとの決定的な違いは、あれは今までどちらかという人が入れなかった場所ににぎやかなものをつくったと、防衛庁の跡地とかですね、昔のテレ朝とか、それはよく分かります。

今回は、既ににぎわいがあるところを、良いか悪いかは別として、緑もあるところと、いうところに対しての計画なんですよ。そうすると、今そこに来ている人等々に対してプラスアルファ何が必要なのかという観点が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それからね、そもそもこの六本木のにぎわいというのを、誰がつくるのかっていうことも、我々は考えなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

僕も六本木に10年ぐらい住んでいましたしね、学生のと時から来てた街ではありますけれども、にぎわいは誰がつくるのかっていうと、そこのお店だったりですね、あるいは商業施設ですよ。

その商業施設の人たちが経営を続けていく、あるいは経営していくのに最もふさわしい環境は何なのかと、あるいはそこに来る人たちが外からでも引っ張ってこられるような目玉も要るんでしょう、そういう施設は何なのかという観点から議論をスタートするという

ことは、ないんでしょうか。この辺は、都としてはどう考えるんでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 今こちらのエリアにおきまして、MICE施設で足りない部分につきましては把握してですね、今回カンファレンスやイベントホール、エンターテイメントホールなんかをですね、必要な大きさ、機能のものを導入するというふうにしております。

そういったことでですね、このエリアにおけるMICE地区におけるですね課題といったところを解決していく、そうした計画であるというふうに認識しております。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 MICEしかないんですね、要はね。

だから、ここではMICEで人を引っ張ってきますよということで、しかし何人引っ張ってくるかも分からないと、というような状況だったと思います。

私は、いつも前から申し上げているんですけども、東京都として見ると、このビルを建てるのがいいことかどうかという議論ではなくて、この地域がどうにぎわうのかとかですね、住民もそうだけれども、周辺から来る人たちにとってプラスになるのかということが第一で。

先ほど青山先生おっしゃったように、人の流通も良くなるかですね、でもそれは誰のためということですね、外から人が来なかったら意味ないんですよ。

ここのビルを建てて、ここに勤める人たちだけが便利になってもしょうがないですよ、都民からしてみるとね。

だから、それは、誰のためなのかということに関して、何のためなのか、誰のためなのかということに関しては、そもそもこの地域がどうかということを経済が考えた上で、でもそれは都のお金ではなかなかできないので、事業者にやってもらうためにはどういうインセンティブを与えたらいいのかということで、ここはこのなんかすごい建物ですけども、こういうインセンティブで、本来これによって都が、あるいは、公共が実現したかったことが実現できたかどうかと、できるのかどうかというのが極めて重要な点ではないかなと思います。

つまり、図の建物が先にあるのではなくて、この地域という地の部分がですね、先に考えた上で、果たしてこのインセンティブでそれが実現できることがプラスかマイナスかということを検討することも重要じゃないかと思います。

そういう意味では、緑がですね、僕はいつも緑、緑って言うんですけど、この緑につい

では東京グリーンビズということで、今政策局の方でもいろいろやられていると思うんですけども、そのグリーンビズの観点から見て、この緑はどう評価されているんでしょうか。教えてください。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 はい、こちらの緑につきましては、約1万6,000平方メートルありますけれども。

【宇田委員】 その、先ほどの1万6,000、2万3,000ではなくて、要するに、このグリーンビズという観点から、どういう評価を得ているんでしょうかということです。

【真島担当部長】 この1万6,000の森、都心の森につきましては、生物多様性の観点とかですね、それから人々が憩える、交流できる、そういった広場になっている。そういうふうなことですね、我々は東京グリーンビズで実現しようとしていることと符合しているというふうに認識しております。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 認識しているというか、そういう評価を正式に得ているということでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 はい、そのように思っております。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 その点は分かりました。

それからですね、もう長く言うと、私は民間人なんで、余りこういうところで長く言うのもはばかれるんですけども、国際文化会館というのが非常に、そういう意味ではグローバルな、グローバルというか、いろんな国の人たちもよく理解をしている場所で、コアになるような場所ではないかなというふうに思うんですけども、

そこに至るまでのですね、道というか、通路というか、導入というものが、これはビルの横をずっと抜けていくような形ですよ。この巨大なビルの横というものを、そういう歩行者通路として考えられるのかと、あるいは、その人工的なものの中で誘導していくということがいいのかどうかと、この点はいかがでしょうか。

【原田（保）会長】 真島部長

【真島担当部長】 今の、先ほど申しました、都心の森の中からですね、連続して繋がって、この国際文化会館のこの庭園の森、こちらの方とつながるような計画となっております。

ます。

【原田（保）会長】 宇田委員、どうぞ。

【宇田委員】 もうこれここまでにしますけれども、実は私はこれ、反対したいと思えます。

というのは、目的がはっきりしない。それからインバウンドに対して何も考えられてないと、MICEの話しか出てこないということで、この六本木のにぎわいというものが維持できるのかということに関して、重大な疑義があるということで、本件に関してはですね、再考を促すというような形で、意見を申し上げたいと思います。

以上です。

【原田（保）会長】 ほかに日程第1について御意見等はございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、日程第1について採決に入らせていただきます。

まず、議第7638号、都市再生特別地区品川駅街区地区の案件について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7639号、品川駅周辺地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第7640号、都市再生特別地区田町駅西口駅前地区の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7641号、都市再生特別地区六本木五丁目西地区の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7642号、六本木五丁目西地区地区計画の案件について、賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 以上、日程第1に続きまして、日程第2といたしまして、議第7643号から議第7646号までを一括して議題に供します。

まず、議第7643号から7645号まで、山崎幹事の説明をお願いいたします。

山崎幹事

【山崎幹事】 日程第2、議第7643号、練馬区羽沢二丁目外各地内における用途地域の変更について御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」129ページから145ページまでとなります。

「議案・資料」133ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。

用途地域の変更箇所は、モニター上、赤色でお示ししております区域で、氷川台駅周辺の放射第36号線の沿道、面積約3.7ヘクタールの区域でございます。

練馬区の都市計画マスタープランにおいて、本地区を含む放射第36号線沿道は、沿道環境地区に位置付けられ、中層の集合住宅や沿道型の利便施設の立地を促すとともに、道路整備に合わせて、後背地と調和した土地利用を図ることが示されております。

今回、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の促進と、延焼遮断帯の形成などによる防災性の向上を図るため、練馬区における地区計画の決定に合わせて、用途地域の変更を行うものでございます。

ここで、参考として、練馬区が決定する地区計画について御説明いたします。

「議案・資料」135ページから145ページまでと併せて、モニターを御覧ください。

地区計画の区域は、モニター上、黒色の一点鎖線で囲まれた、約29.5ヘクタールでございます。

地区の特性に応じて、区域内を5地区に区分し、それぞれ土地利用の方針などを定めません。

地区整備計画では、地区施設として区画道路や公園などを定めるとともに、建築物の敷地面積の最低限度などを定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、「議案・資料」134ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

ただ今御説明いたしました、地区計画の決定に合わせて、用途地域を変更します。

用途地域の変更については、「議案・資料」134ページ左下の表に示しております。

変更の主な内容として、計画図中①の区域について、第一種低層住居専用地域、容積率150パーセント、高さの限度10メートルであったものを、第一種住居地域、容積率300パーセント、高さの限度なしに変更いたします。

なお、本案件につきまして、昨年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

議第7643号の説明は以上です。

次に、議第7644号、練馬区上石神井一丁目外各地内における用途地域の変更について、御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」129ページから132ページまで及び147ページから167ページまでとなります。

「議案・資料」147ページ的位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。

用途地域の変更箇所は、モニター上、青色でお示しております区域で、上石神井駅周辺の外環の2の沿道、面積約4.2ヘクタールの区域です。

本地区は、上石神井駅周辺地区まちづくり構想において、商業集積ゾーンに位置付けられ、外環の2の沿道に商業集積を図ることとしております。

今回、外環の2の整備に合わせ、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の促進と、一般延焼遮断帯の形成のため、練馬区における地区計画の決定に合わせて、用途地域を変更するものです。

ここで、参考として、練馬区が決定する地区計画について御説明いたします。

「議案・資料」150ページから167ページまでと併せてモニターを御覧ください。

地区計画の区域は、モニター上、黒色の一点鎖線で囲まれた、約53.3ヘクタールです。

地区の特性に応じて、区域内を7地区に区分し、それぞれ土地利用の方針などを定めます。

地区整備計画では、地区施設として区画道路などを定めるとともに、建築物の容積率の最高限度などを定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、「議案・資料」148ページ、149ページの計画図1、計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

ただ今御説明いたしました、地区計画の決定に合わせて、用途地域を変更します。用途地域の変更につきましては、「議案・資料」148ページ、149ページの右側の表にお示しをしております。

変更の主な内容といたしまして、計画図中①の区域について、第一種住居地域、建蔽率60パーセントであったものを、近隣商業地域、建蔽率80パーセント、計画図中③の区域について、第一種低層住居専用地域、建蔽率50パーセント、容積率100パーセント、高さの限度10メートルであったものを、近隣商業地域、建蔽率80パーセント、容積率300パーセント、高さの限度なし、などに変更いたします。

なお、本案件について、昨年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

議第7644号の説明は以上です。

次に、議第7645号、足立区南花畑五丁目地内における用途地域の変更について、御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」169ページから185ページまでとなります。

「議案・資料」172ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。用途地域の変更箇所は、モニター上、赤色で示しております区域で、六町駅から北西約1.5キロメートルに位置する、面積約1.1ヘクタールの区域です。

本地区は、土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されております。本地区の西側には、一団地の住宅施設が指定されております。

足立区の都市計画マスタープランでは、本地区を含む、六町・花畑・大谷田地域は、老朽化した公共住宅の建替えを進めるとともに、新たに創出される用地などを活用し、地域に貢献する機能の誘導等を図ることとされております。

今回、老朽化した都営住宅の建替えを契機に、良好な住環境を継承し、地域と調和のとれた、安心・安全で快適に暮らせるまちを目指し、足立区による一団地の住宅施設の廃止及び地区計画の決定に合わせて、用途地域の変更を行うものでございます。

ここで、参考として、足立区が決定する地区計画について御説明いたします。

「議案・資料」174ページから185ページまでと併せて、モニターを御覧ください。
地区計画の区域は、モニター上、黒色の一点鎖線で囲まれた、約6.7ヘクタールです。
地区の特性に応じて、それぞれ土地利用の方針等を定めます。

地区整備計画では、地区施設として地区内通路や歩道状空地などを定めるとともに、容積率の最高限度等を定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、「議案・資料」173ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

ただ今御説明いたしました、地区計画の決定に合わせて、用途地域を変更します。

用途地域の変更は、「議案・資料」173ページ右上の表に示しております。

変更の内容は、計画図中①の区域について、第一種低層住居専用地域、建蔽率30パーセント、容積率60パーセント、高さの限度10メートルであったものを、第一種中高層住居専用地域、建蔽率60パーセント、容積率200パーセント、高さの限度なし、に変更いたします。

なお、本案件について、昨年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

議第7645号の説明は以上です。

【原田（保）会長】 それでは、続きまして、議第7646号につきましては、三木幹事から説明をお願いいたします。

三木幹事

【三木幹事】 議第7646号、東京都市計画土地区画整理事業足立東部土地区画整理事業の施行区域の変更につきまして御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙、「議案・資料」は187ページから192ページまでです。

「議案・資料」の190ページ的位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。

今回変更する区域は、土地区画整理事業を施行すべき区域、いわゆるすべき区域の一部でございます。

すべき区域につきまして、ガイドラインを策定したことによりまして、地区計画など土地区画整理事業以外の整備手法でも、施行区域を削除することが可能となりました。

足立東部土地区画整理事業は、当初約779ヘクタールございましたが、同ガイドラインに基づきます地区計画の策定及び土地区画整理事業の完了により順次削除され、現在約463ヘクタールまで縮小いたしております。

「議案・資料」の191ページから192ページの計画図と併せて、モニターの航空写真も御覧ください。

本案件については、足立区が、モニター上の点線で囲まれた、約6.7ヘクタールの範囲で地区計画を定めることから、黄色で示します約1.1ヘクタールの区域、また、青色で示します土地区画整理事業が完了した約104.1ヘクタールを削除するものです。

なお、本案件について令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

日程第2の説明は、以上となります。

【原田（保）会長】 それでは、日程第2につきまして、御質問、御意見等、ございましたらよろしくお願ひいたします。

尾崎委員、どうぞ。

【尾崎（あ）委員】 私からは第7644号の方から質問させていただきたいと思ひます。

最初に、補助第76号線新青梅街道と補助229号線千川通りの間の用地取得率は何パーセントなのか、伺いたひと思ひます。

【原田（保）会長】 山崎幹事

【山崎幹事】 お尋ねの区間の用地取得率でございますが、令和4年度末時点で約14パーセントでございます。

【原田（保）会長】 尾崎委員、どうぞ。

【尾崎（あ）委員】 ただ今御答弁がありましたけれども、用地取得率が約14パーセントと、大変低い状況であります。これは、この数字から見ても住民の理解が得られていない状況なんだなというふうに思ひわけです。

道路もできていないのに、道路の周りの用途変更を行って、建蔽率や容積率の緩和を行うと。中には、これまでに200パーセントのところが一気に容積率400パーセントに緩和をするわけです。

しかも、JRの駅前近くぐらいまでほとんど引き上げるようなことはやってはならないことだと思ひわけです。

住民にお金を払って追い出しをかけるようなやり方、こういうことでまちづくりを誘導することが、本当に民主的なまちづくりの在り方なのかと、はなはだ疑問であり、こういうことはあってはならない、こういうふうに思うわけです。

まちづくりで一番大事なことは、住民の意見をよく聴くことです。

そもそも外環道建設では、2020年10月に調布市の住宅街で外環道本線の直上で巨大な陥没事故が発生し、住民の不安は広がっており、現在でも外環道の建設は中止をしてほしいという声広がっているわけです。

練馬区では大深度地下トンネルの外環道の地上部で外環の2の道路建設が進み、地権者や近隣住民は、地下も地上も二重に苦しめられているわけです。

そもそも地上部道路、外環の2は、石原都政が、外環道は地下を通し、地上には手をつけないと約束していたものを反故にして進めた計画です。

住民にとってはだまし討ちだという声もあり、外環の2の計画そのものについて賛成できないものだという事でも厳しく指摘するものです。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 今、尾崎委員の方から、そもそも上部道路はなかったと言っていますが、これ、もともと40メートルの計画道路だったんですよ。それで、外環そのものが、高架でやる予定でいたわけですよ、計画としては。

それが、石原都政のときに、この上石神井の、まさにこの地域に視察に来て、これは高架じゃなかなか難しいということで、地下化ということで都市計画変更をしたわけですよ。

その後この40メートル道路を22メートル道路ということで地上道路に、40メートルが22メートルにしているわけですよ、幅員をね。

いずれにしても、その辺誤解があっちゃいけないと思いますので、一言申し上げておきたいと思います。

いずれにいたしましても、この上石神井駅周辺、平成30年に、都が外環の2、この整備に着手したわけですし、先ほど言ったように、その前の4年前に幅員を40メートルから22メートルということで、都市計画変更をしているわけですよ。

そういう流れの中で、今回外環の2は、当然この南北交通、この円滑化に資するとともにですね、快適な都市環境の創出、あるいは災害時というか、延焼遮断帯形成などですね、環境面でも、あるいは防災面でも、極めて重要な都市計画道路だと、こういうふうに我々も認識をしているところであります。

そこで、練馬区が策定をいたしました上石神井駅周辺、このまちづくりは地元区がやっているわけですが、この外環の2を、地区を支える主要な骨格道路として、骨格として位置付けておりました、交通環境の改善、それから機能強化、それから今大変厳しい状況にあります、商店街の活性化、こういうことと、安全・安心で快適な暮らしやすい住環境ということで、まちづくりを進めていくとしているわけですね。

地域の皆様方にとりましても、この外環の2の整備、これは上石神井のまちづくりを進めていく上でも大きく寄与するものというふうに期待しているんですよ。その声をきちっと私もこの場でお伝えしていきたいと思っております。

と同時にですね、この南北道路の整備を促進するために、用途地域の変更、これ遅滞なく進めるべきと考えています。

いずれにいたしましてもですね、この外環道を今大泉からは工事が始まっている本線、外環の本線もスタートしているわけですよ。

調布に当たってはまさに事故が発生した中で、そういった補償の問題だとか、それから補修工事、これに今当たっているところでございますけれども、そういう状況の中において、この外環の2、これが上石神井というですね、まさにこの急行停車駅でもありますし、地域の方々にとりましては大事な道路というふうに認識をしているところなんですね。

しかしながら一方ではですね、この練馬区が決定した地区計画、この外環の2沿道にですね、建築物の高さ制限、最高限度を定めるということが今回出ているわけですね。今は高さ制限がない状況でございます。

そうした中で、やはり一部の地元の地権者の方々から、反対というかですね、その点についてはやはり、今高さ制限のない状況ですから、ある意味では反対している方もいるようであります。

こうした中で、上石神井駅周辺、これは、先ほど申し上げましたように、西武新宿線がこれから連続立体化、高架化を事業化ということでも進むところなんですね、その中では極めて重要な道路が、この外環の2なんです。外環の2ということになります。

ですから、当然そのまちづくり、にぎわいづくりというものも、極めて重要なところでございまして、したがってですね、この練馬区の地域拠点に位置付けられた土地の高度利用を図る必要がある地域だと思いますけれども、今回は高さ制限をすると聞いているわけです。

したがって、この高さ制限については、区が決定をしたわけではありますが、やはり地権

者の方々、地元の方々に丁寧な説明をこれからしていく必要があるかと思えますね。

その辺がやはり、少し私の方に入ってくる情報では、やや説明不足というふうに伺っていますので、ぜひここで申し上げておきたいのは、やはり地権者の方々を含め、地域の方々ですね、この方々の理解を十分得るということをですね、ぜひこれは考えていただきたい。

その点について、私の方から意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

【原田（保）会長】 よろしいですか。答弁はよろしいですか。

ほかにございませんですか。

それでは、尾崎委員、どうぞ。

【尾崎（あ）委員】 第7645号について、確認のためにだけ質問させていただきたいんですけれども、今回の都市計画用途地域の変更になる原因は、先ほど説明もありましたけれども、公営住宅、都営住宅の保木間第五アパートの建替えに関わる変更だということなんですけれども、変更になる地区は、畑や特別支援学校がそばにあります、建物の高さの限度はこれまで10メートルでしたけれども、変更されれば制限はなくなるということになるわけです。

日影の影響が懸念されるわけですが、今回の用途変更で周辺への配慮はどうなっているのか伺います。

【原田（保）会長】 山崎幹事。

【山崎幹事】 用途地域の変更と合わせまして、今回足立区が都市計画決定いたします地区計画では、周辺への圧迫感を緩和し、ゆとりある建物配置等により、良好な住環境を保全することとしております。

また、都営住宅敷地の外周部の高さを低く抑える高さの制限や、特別支援学校側は道路境界から10メートル壁面を後退させる制限などを定めております。

今後、都営住宅の建替え計画の具体化に合わせ、日影などの周辺環境への影響に配慮するなど、適切に対応すると住宅政策本部から聞いております。

【原田（保）会長】 尾崎委員、どうぞ。

【尾崎（あ）委員】 今、御答弁ありましたけれども、今後都営住宅の建替え計画が具体化になれば、住民への丁寧な情報提供を行っていくということなんですけれども、やはり、周りの人たちの意見や要望をよく聴いていただくということを、改めて要望して質問を終

わります。

【原田（保）会長】 日程第2につきまして、ほかに意見がないようでしたら、採決に入らせていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、日程第2の案件について採決に入らせていただきます。

まず、議第7643号、練馬区羽沢二丁目外各地内の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 次に、議第7644号、練馬区上石神井一丁目外各地内の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 次に、議第7645号、足立区南花畑五丁目地内の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 次に、議第7646号、足立東部土地区画整理事業の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 それでは、続きまして、日程第3、議第7647号及び議第7648号を一括して議題といたします。

まず、議第7647号について、三宮幹事、説明をお願いします。

三宮幹事

【三宮幹事】 日程第3、議第7647号、東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の

変更について説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙、「議案・資料」193ページから203ページまでです。

「議案・資料」の196ページ的位置図をお開きください。モニターにも同じものを映しております。

本路線は、品川区東品川二丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする、延長約20キロメートルの路線です。

「議案・資料」の197ページから202ページまでの計画図と、モニターに示した位置図を併せて御覧ください。

令和元年11月に、東京都・特別区・26市2町で策定した、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針において、事業実施済区間となっている区間を対象とし、道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、評価を行いました。

その結果、本路線のうち、品川区大崎一丁目から同区大崎三丁目までの約190メートルの区間は、道路構造条例等を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることなどが確認されたため、現道合わせとして都市計画変更を行う区間としました。

このため、本路線の一部線形を変更するとともに、全線に渡り車線数を4車線及び6車線に決定することとします。

なお、本案件について、令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、本都市計画案に対する関係区の意見につきまして、品川区及び板橋区から異議なし、新宿区から支障なし、目黒区、渋谷区、中野区及び豊島区から意見なしとの回答がございました。

議第7647号の説明は以上でございます。

【原田（保）会長】 それでは、議第7648号について、山崎幹事の説明をお願いします。

山崎幹事

【山崎幹事】 続きまして、議第7648号、品川区大崎一丁目外各地内における用途地域の変更について御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」205ページから209ページまでとなります。

「議案・資料」208ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。
用途地域の変更箇所は、モニター上赤色で示しております、JR大崎駅に近接する、面積約0.5ヘクタールの区域でございます。

「議案・資料」209ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

今回の用途地域の変更は、先ほど議第7647号において説明がありました、幹線道路環状第6号線の線形を現道に合わせて変更することに伴い、沿道の用途地域を変更するものでございます。

用途地域の変更については、「議案・資料」209ページの右上の表に示しております。

主な変更といたしまして、現道から30メートルの用途地域に変更することから、③、④について、用途地域はそのまま、容積率を400パーセントから300パーセントに変更いたします。

なお、本案件につきまして、昨年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

日程第3の説明は以上でございます。

【原田（保）会長】 それでは、本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願います。

ございませんか。それでは、ないようでございますので、日程第3の案件につきまして、採決に入らせていただきます。

まず、議第7647号、東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7648号、品川区大崎一丁目外各地内の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 続いて、日程第4に入らせていただきますが、もう、2時間半近

く経過しておりますし、これからもまだまだ議案がございますので、日程第4が終了した時点で10分間ぐらい休憩を取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第4、議第7649号から議第7651号までを議題といたします。

三宮幹事の説明、お願いします。

三宮幹事

【三宮幹事】 日程第4、議第7649号、日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線、議第7650号、日野都市計画道路3・5・13号神明上東線及び議第7651号、日野都市計画道路3・4・15号日野本町東平山線の変更について説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」211ページから219ページまでです。

「議案・資料」の213ページ的位置図をお開きください。モニターにも同じものを映しております。

日野3・4・1号線は、立川市錦町五丁目から日野市さくら町を終点とする、延長約4,410メートルの路線です。

また、日野3・5・13号線は、日野市日野本町二丁目から日野市神明一丁目を終点とする、延長約1,280メートルの路線です。

また、日野3・4・15号線は、日野市日野本町三丁目から日野市東平山二丁目を終点とする、延長約3,920メートルの路線です。

「議案・資料」の215ページ、216ページ、218ページ、219ページの計画図と、モニターに示した位置図を併せて御覧ください。

令和元年11月に東京都・特別区・26市2町で策定した、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針において、概成道路となっている区間を対象とし、道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、評価を行いました。

その結果、日野3・4・1号線のうち、日野市日野本町七丁目から日野市日野本町三丁目までの約550メートルの区間及び日野市日野台三丁目から日野市多摩平五丁目までの約820メートルの区間については、道路構造条例等を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることなどが確認されたため、現道合わせとして都市計画変更を行う区間としました。

このため、本路線の一部幅員を変更することとし、併せて当該区間を含む全線について

車線数を2車線と定めることとします。

また、日野3・4・1号線の幅員変更に伴い、日野3・5・13号線及び日野3・4・15号線の起点を変更することとします。

なお、本都市計画案について、令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、本都市計画案に対する関係市の意見につきまして、日野市から異議なし、立川市及び八王子市から意見なしとの回答がございました。

日程第4の説明は、以上でございます。

【原田（保）会長】 御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。それでは、ないようでございましたら、本件につきまして採決に入らせていただきます。

まず、議第7649号、日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7650号、日野都市計画道路3・5・13号神明上東線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7651号、日野都市計画道路3・4・15号日野本町東平山線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 以上で日程第4までが終了いたしました。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、10分間休憩することとして、次に、この時計で4時5分に再開するというのでよろしゅうございますでしょうか。

では、とりあえず休憩にさせていただきます。また4時5分に再開いたします。お願いします。

午後3時54分休憩

午後4時07分再開

【原田（保）会長】 議事を再開したいと思います。

【原田（保）会長】 続きまして、日程第5、議第7652号を議題といたします。

山崎幹事説明をお願いします。

山崎幹事

【山崎幹事】 日程第5、議第7652号、立川都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園及び昭島都市計画公園第9・6・1号昭和記念公園の変更について、御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」221ページから224ページまでとなります。

「議案・資料」223ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。

モニター上、緑の実線で表示している区域が、昭和記念公園でございます。本公園は、国事業の広域公園で、計画区域は立川市、昭島市にまたがり、約9割が供用されております。

都の都市づくりのグランドデザインにおいて、本公園が位置する地域の将来像として、本公園や多摩川、玉川上水、農地、緑地などと調和し、やすらぎを感じることできる、質の高い緑豊かな住環境の形成を掲げております。

立川市緑の基本計画では、本公園の豊かな緑を骨格とした緑のネットワークを形成、と記載され、昭島市環境基本計画では、緑の拠点に位置付けられております。

モニター上オレンジ色の実線でお示しいたしました立川基地跡地昭島地区は、昭和52年の基地返還後、現財務省所管の留保地でしたが、平成15年の、原則利用、計画的有効活用、という財務省方針を受け、国、都及び立川・昭島両市により、利用計画を定め、土地区画整理事業や公共施設整備を進めております。

「議案・資料」224ページの計画図を御覧ください。

モニター上赤色で着色した約1.2ヘクタールの区域が、今回追加する区域でございます。

国土交通省の、官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針中間とりまとめにおいては、本区域について、昭島口周辺エリアとともに、一体的な活用の可能性について検討を進めるとされております。

周辺のまちづくりや公園再整備の動きを捉え、既存の公園区域と一体的な利用が見込まれる緑地を確保し、昭島口周辺エリアのゲート機能を形成するため、本区域を追加するものでございます。

なお、本案件について令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

日程第5の説明は以上です。

【原田（保）会長】 御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

それでは、ございませんようでしたら、本件につきまして、採決に入らせていただきます。

議第7652号、昭和記念公園の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 続きまして、日程第6、議第7653号を議題といたします。

三宮幹事、説明をお願いします。

三宮幹事

【三宮幹事】 日程第6、議第7653号、東京都市計画河川第8号善福寺川の都市計画変更について、御説明申し上げます。

お手元の薄茶色表紙「議案・資料」の225ページから244ページまでを御参照ください。併せてモニターを御覧ください。

本件は、善福寺川からのいっ水防止に資する目的で、新設する調節池に必要な区域について、都市計画の変更を行うものでございます。

「議案・資料」228ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

善福寺川は、善福寺池を源流として、杉並区内を南東に流れ、中野区との区境において、中野区に合流する、延長約11キロメートル、流域面積約18平方キロメートルの、一級河川でございます。

都は、東京都豪雨対策基本方針を策定し、これまで河川や下水道の整備、貯留浸透施設の設置等の取組を定め、総合的な治水対策を推進してきました。

また、近年の気候変動の影響により、これまで経験したことのない危機に直面していることから、令和5年12月に今後の豪雨対策について検討した東京都豪雨対策基本方針を改定しました。

この中で、河道の整備推進、調節池等を活用した効率的・効果的な対策を行うこととし、流域対策による河川への流出抑制を含め、目標降雨に対し、河川からのいっ水を防止していくこととしています。

また、豪雨対策の推進に当たっては、早期に安全性を向上すべき流域として、対策強化流域を選定しており、本河川を含む神田川流域はその中の一つとなっています。

本件は、対策強化流域における河川からのいっ水防止に資する目的で、善福寺川の上流部に新設する調節池に必要な区域について、都市計画の変更を行うものでございます。

次に、都市計画の内容について御説明いたします。

都市計画河川第8号善福寺川に追加する調節池につきましては、五日市街道、環八通り、青梅街道及び都道113号の道路下等に新設するもので、内径9.0から7.5メートルで、延長約5.8キロメートル、貯留量は約30万立方メートルのトンネル構造となります。

新たに都市計画に追加する範囲としましては、取水、排水施設として杉並区成田西三丁目の区域、取水施設として杉並区西荻北四丁目及び杉並区上荻四丁目の区域、トンネルを新設する杉並区成田西三丁目から同区上荻四丁目地内までの区域等を合わせた、約6万100平方メートルでございます。

「議案・資料」229ページから244ページの、計画図1から計画図16を御覧ください。

本件では、都市計画道路等の地下空間を適正かつ合理的に利用するため、計画図中緑色で示す範囲に立体的な都市計画を定めます。

「議案・資料」241ページの計画図13を御覧ください。

具体的には、地表面より約35メートルを上端とし、高さ19.7メートル、幅10.7メートルの範囲等に定めます。

次に、本案件の意見書について御説明します。

クリーム色表紙の「意見書の要旨(2)」36ページから122ページまでを御参照く

ださい。

本都市計画案を令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、517名2団体から592通の意見書の提出がございました。

クリーム色表紙、「議案資料 別冊 意見書の要旨(2)」の36ページを御覧ください。

賛成意見に関するものが5名から5通、反対意見に関するものが481名1団体から548通、その他の意見が31名1団体から39通ございました。

賛成意見に関するものは、36ページから39ページに記載しております。主な意見といたしまして、過去の豪雨時にこの場所で実際に浸水被害を経験された方などから、事業の早期完成を切望する意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、本計画は、公共性、緊急性が高く、早期完成が必要であることから、住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、引き続き事業の推進に向けて取り組んでいくとしております。

次に、反対意見は、39ページから118ページに記載してございます。主な意見といたしまして、近年の豪雨では、浸水は発生していても、人的被害を受けていない、住民が受ける生活環境への影響と調節池による効果が釣り合わない、等の理由から、地下調節池が不要との意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、平成17年9月の豪雨による浸水被害、昨年6月の台風2号時のいっ水などが発生しており、善福寺川上流調節池(仮称)は、浸水被害を軽減する役割を担い、近年被害が起きた地域において命と暮らしを守るために早期完成が必要な施設であると判断しております。

続いて、施設が整備されることに伴う、公園の縮小、自然環境の変化等、周辺地域への影響を心配する意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、取水施設等については、現在詳細設計中であり、工事により影響が出る範囲を極力小さくするよう検討しており、今後事業の段階において説明会を開催し、施工内容について具体的に説明するとともに、地元の意見も参考にしながら事業を進めていくこととしています。

また、周辺住民への説明や周知、住民意見の反映が不十分との意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、昨年8月に、杉並区報にお知らせを掲載した上、周辺住民の方へのお知らせを配布し、都市計画素案説明会を開催したのに加え、

法に基づく手続とは別に、オープンハウスや説明会等において、地元説明を行ってまいりました。今後も丁寧な説明を行うとともに、地元の声に耳を傾け、住民の理解促進に努めていくこととしています。

また、本都市計画案について、杉並区に意見照会を行っており、杉並区からは、異議なしとの回答がございました。その際、都市計画決定に当たっては、地域住民への周知が必ずしも十分ではないことに留意し、判断することを要望する、都市計画決定された場合の進め方については、説明の機会の確保、情報開示や設計・施工への地域住民の声をできる限り反映することを要望する、総合的な治水対策の推進については、グリーンインフラとなる雨庭などの活用に当たり、必要な支援を求める、との意見がございました。

これらの内容につきましては、事業の実施や総合的な治水対策に当たって留意する必要があると認識しておりまして、事業者である東京都建設局とも共有しております。

日程第6の説明は以上でございます。

【原田（保）会長】 それでは、本件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 地下調節池っていうことになるとですね、やっぱり思い出すが、今御説明にもありましたけれども、平成17年の9月の台風。これ、昨日の雪じゃないけど、昨日もあつという間に雪が積もりましたけど、確か10時とかそういう遅い時間だったんだけど、30分だとかそのくらいであつという間にですね、私練馬なんですけど、石神井川も含め、白子川も含め、あつという間にいっ水したんですよ。そのことを思い出すすね。

そこで、実はまだ50ミリ改修は、石神井川は終わってないんですけども、当時はまだまだ東側の方が工事がようやく進んできて、西の方に武蔵関公園というのがありましてですね、そこに富士見池という調節池があるんです。

これはかなり古い調節池だと思うんですけども、そこだけじゃ対応しきれないということで、東京都の方で動いていただいてね、武蔵関公園の広場の地下に貯水槽を入れようということ御提案いただいてね、我々としてはもう早速やってほしいと。

というのもね、河川がまだまだ拡幅、50ミリがまだまだなんです。進んでいなかった状況なんです、平成17年のときね。そんなときに、またこれ反対するんですよ。

要するに、広場が使いにくくなるとか、広場が浮いてしまいかね、とんでもない反対

があったんですね。結局何かっていうと、工事が2年以上延びただけですよ。その間、そういった豪雨がなくて本当によかったなと思っているんですよ。

でも今、この地域の方は、この貯水槽が入ったおかげで、まだ河川改修も終わってないけれども、あれから、平成17年以降は、全く河川がいつ水してないんですよ。本当にありがたいと思っているんです。そのことをまず申し上げておきたいと思います。

そのときのことを調べてもらいましたら、私の練馬を含めてですね、このエリアで5,800棟以上の浸水被害が出たということなんですね。

これを受けて東京都といたしましては、東京都豪雨対策基本方針を策定して、河川整備、下水道整備、流域対策を推進して、浸水被害の減少など一定の成果を上げてきたと。

我々にとっては調整池、地下貯水槽の効果というのが非常に大きいなと思っているんです。今はかなり西の方まで、河川改修工事も進んできてはいるんですけども。

そういう中で、今回審議されるこの善福寺川につきましては、平成26年ですか、浸水被害がやっぱり出ているんですね。昨年6月にも台風2号で、都内唯一ということで、川の上流部からいつ水して、床上浸水といった被害が発生したふうに聞いております。

都ではですね、護岸整備など対策を進めているものの、安全性を更に高めていくために、新たな調節池の整備が必要だということなんですね。

特にこの今、道路の下の公共空間を活用しての調節池だとかいう整備をしていくことで、ネットワーク化を図っていいんじゃないかというものの一環だと思うんですけども、極めて重要な工事じゃないかとは思っています。

そうした中でですね、少し確認をしていきたいと思います。調節池整備には、住民の皆様方の御協力、当然必要になるわけでありますが、そういった中で、いくつかの件について確認させてください。

まずはじめにですね、この取水施設ですとか立て坑、この位置をどのように決めたのか。これについて改めてお伺いしたいと思います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 平成24年に策定しました、中小河川における都の整備方針におきましては、時間50ミリを超える部分の対策は調節池で対応することを基本とし、道路の下や公園等の公共空間を活用した整備を実施することとしております。

本調節池の3か所の取水施設は、区立井荻公園や関根文化公園、都立善福寺川緑地の一部の用地を活用するとともに、既往の浸水実績や主要な下水幹線からの流入位置などを総

合的に勘案して決定しております。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 今答弁いただきました。

そこでもう1点確認していきたいと思いますが、浸水実績ですとか主要幹線からの流入などを考慮しますと、取水施設を設けるべき場所が決まるということなんですが、これらを前提にしましてですね、全体のルートを検討されたものと考えます。

そこでお伺いしたいのは、地下調節池のルート選定、この考え方ですね、これについてお伺いしたいんですが。

【原田（保）会長】 三宮部長

【三宮幹事】 ルート選定に必要な地下調節池の容量に関しましては、令和5年3月に建設局が改定をした、荒川水系・神田川流域河川整備計画において定められております。

具体的なルートにつきましては、用地の取得及び区分地上権設定による民地への影響をできるだけ小さくするため、極力道路下や公園などの公共空間を活用し、立坑やトンネルに必要な用地を確保することを前提として選定しております。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 今答弁いただきました。土地が高度に利用されている都内においては、民地への影響に最大限配慮して、公共空間を活用するルートだというふうなことで、今答弁がありました。

民地への影響を配慮した計画であったとしてもですね、やはり事業実施における影響を懸念する住民もいるものと考えます。

そこでお伺いしたいのが、この事業による周辺環境への影響、これについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

【原田（保）会長】 三宮部長

【三宮幹事】 今回いただいております意見書の要旨に対する都の見解としまして、本事業は環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例における対象事業ではございませんが、計画に当たり、現況の地質、地下水の状況、交通量、樹木など、環境面に関する調査を実施し、現状の把握に努めているところでございます。

工事に当たっては、低騒音型の重機の活用等により、騒音振動を基準値以下に抑えるとともに、地下水位、地盤変位等を常にモニタリングしながら、適切な施工管理を行うなど、周辺環境への影響の低減に努めていくこととしております。

【原田（保）会長】 柴崎委員、どうぞ。

【柴崎委員】 都市計画を定める段階である現時点では現状把握に努め、そして今後の工事の段階では適切な対策を行って、周辺環境への影響を最小限に抑えていこうというふうな考えであると、今御答弁いただきました。

行政の着実な努力の積み重ねというものが、住民の皆様の御理解、そして御協力につながるというふうに考えております。がしかしですね、こうした工事を行うに当たっては、今回移転をされる方も出てくるというふうに聞いてます。

やはり丁寧な説明と、やはり御協力をいただかないことには、こうした事業も進まないってこともあるので、これはさらにですね、丁寧に御理解いただけるように御説明をいただきたい。そのことは重ねて申し上げておきたいと思います。

この事業の大切さももちろん御理解しながらもということのようなんですよね。この治水対策ということは、やはり皆さん大事だということは認識をしていらっしゃるようなんですけれども、やはり実際に移転をされる方、あるいは近隣でお住まいの方、そういう方々にですね、きちっと丁寧に御説明をしていただきたい。そのことを申し上げておきたいと思います。

質問の方はここまでとしますけれども、今回ですね、都市計画に関する公表前の情報、これがSNSに公開した議員がいるっていうふうに聞いているんですよ。

これ大変、我々同じ都議会議員として本当に恥ずかしい思いです、これは。というのは、都議会議員とひとくくりになってしまうわけですよ。都議会議員というのはそういうものだって。本当に恥ずかしいことで、我々はひとくくりにされるということもですね、大変言語道断だと思っています。

議員が事前に知った情報、この取扱いについては、都民への影響も大きいんですよ。そういうことから常に厳格な管理と慎重な取扱い、これが求められることは、もう大前提、当たり前のことなんですよね。

ですから、この点についてですね、我々としてもですね、そういった事前に説明を受けたものをですね、安易にこんな表に出すようなことはすべきではないというのは、当然、言わずもがななんですけど、こういったことはね。でもそういったことがあったと聞いたもんですから、一言、その点について申し上げて、私からの質疑を終わらせていただきます。

【原田（保）会長】 ほかにございますでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

【丸山委員】 私は渋谷区の区議なんですけれども、渋谷区というと都市化が進んでいるというふうに思われるかもしれませんが、私の住んでいる本町というのは、いわゆるこの神田川支流の流域に相当するところがあるんですね。

私が議員になった平成7年の頃はですね、よく神田川支流、いっ水しました。いっ水してですね、きれいな水であれば問題ないんですけれども、やはり汚水が出てくるということで、床上浸水まで行くんですね、生活基盤が著しく損なわれるという中で、そういった情報の中でですね、この貯留槽、貯留池というのが東京都の施策で進んできて、環七にも貯留池ができましたよね。

そういった中で、近年全くこのいっ水が神田川支流においてはいいんです。ただ、私が申し上げたいのは、それはトータルパッケージで考えていかなきゃいけないというふうに思うんです。

だから、部分的にこの部分でこうだとかじゃなくて、善福寺川も含めたこの流域全てをトータルで将来的なランドデザインとして、こういうふうにするべきだということを考えていくべきだと私は思っております。

その中で質問なんですけれども、まず一つは、当時私が住んでいた本町の中では、50ミリ対応はできてなかったと。いわゆる貯留池ができたことによって、今75ミリまで大丈夫ですよというようなアナウンスがされています。

このいわゆる善福寺川の貯留池ができたことによって、どのぐらいまで対応できるのかというのが、つかんでいけば、まずそれを知りたいということが一つ。

それから、先ほど説明の中でその公共用地を有効活用するというので、公園を有効活用するというのは先ほどの説明出ました。

これは東京都の公園ではなくて、区の公園ですよ、杉並区の。ということは、区の協力がなければ、このプロジェクトはそのものが立ち行かないと思っています。

先ほど区計審、区の都市計画審議会の状況は説明いただきましたが、改めて杉並区の対応というんでしょうか、そこら辺の協力体制というのが、そちらの東京都の方でつかんでいけば、その2点を教えていただきたいと思います。

【原田（保）会長】 三宮部長

【三宮幹事】 神田川環状七号線地下調節池、今議長の方から御紹介いただきましたが、こちらの方なんですけれども、平成9年4月から第1期事業箇所が、また、お話もありました

平成17年9月、ちょうど水害のときに間に合う形で、第2期事業箇所供用の開始しました。

これ、これまでですね、令和5年6月までに、これ建設局の資料でございますが、46回流入があったわけですが、この環七の地下調節池があることによりまして、非常に大きな効果を発揮したと。これによって浸水被害が激減をしたというふうに聞いております。

それから、区の状況ということでございますが、杉並区の方から東京都に対して調節池の早期整備の要望をいただいて、それを受けて東京都として動いているという経緯がございます。

【原田（保）会長】 丸山委員、どうぞ。

【丸山委員】 今御説明いただきましたとおり、本町についてはですね、それ以降いっ水がないものですから、地域の住民の皆さんにとっては、生活の質が本当に向上したと言いますか、これ本当に1回出るとですね、区も大変なんですけども、一番大変なのは実際に被害に遭った住民の皆さんが一番大変なものですから、そういった意味においてこれがなくなったということは、本当にありがたい、いつも感謝していますと、私も言われるぐらいでございますので、その点はやはり留意していただきたいと思っております。

また、公共用地を提供する区についても、協力体制できているということも大きいと私は思っていますので。

これから住民の皆さんにも丁寧な説明が必要だと思っておりますけれども、これは必要なものだというふうにはですね、東京都の方も腹をくくってですね、そのために流域全体でこれは考えていただくものだということも踏まえてですね、対応していきますように要望して終わります。

以上です。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ、先、お待たせしました、先に、ああ答えるんですか、どうぞ。

【三宮幹事】 申しわけございません。議長からの御質問、善福寺の調節池ができることによって、75ミリということに対応できるのかということにつきまして、そのとおりでございます。75ミリの目標降雨に対して対応し得る施設であるというふうに認識しております。失礼いたしました。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 先ほど来お話がありますように、杉並区内の北西から南東に流れている善福寺川は、たびたび浸水被害に遭ってきたということでもあります。

2005年の豪雨では、約1,600棟が浸水被害に遭って、直近でも最近6月の台風では大きな被害があったということです。そうした観点から、善福寺川における治水対策は極めて重要なものになります。

しかしながら、多くの住民の皆様から今回お手紙も頂きました。また、意見書も全部読ませていただきました。

この上流調節池の計画についてはですね、丁寧な説明を受けていない中での進め方、そういうことに戸惑う御意見をいただいているところでもあります。

都市計画変更素案の公表から今日まで半年間という期間であります。都は拙速に進めているのではないかという意見もあります。

先ほど来お話ありますように、立ち退きをされる方もありますし、また、生活に大きな影響が出るという方もいらっしゃるわけですから、この半年というのはどうなんだろうというふうに思うわけですが、しかし皆さん治水対策は重要であるといった認識をお持ちであります。

これでも、大規模な工事であることから、より区民への説明を重ねて、住民との対話を重ねることが非常に重要だというふうに思っています。

この、先ほどありましたように、都のこの都計審の前に、杉並区でも都市計画審議会が開催されて、地元区の意見照会として様々な議論がされたというふうに伺っています。

杉並区においては原案に同意多数ということではありましたが、しかしこの杉並区では、この事業に対して区民から多くの意見が届いていること、それから都市計画審議会で意見が付されるという異例の答申を受けたと聞いております。

都の意見照会に対して、令和6年1月26日付けで、杉並区長から都知事への意見照会の回答をしたと。

その中で杉並区は、計画案に異議はないとしながらも、様々な要望が付されておりますので、杉並区からの意見・要望は極めて重要だと考えますので、区長から都知事への意見照会の回答を基に質疑をしまいたいというふうに思います。

まず、住民意見に留意して、本計画の周知を更に進める必要があると考えます。

1か所目の取水箇所であります、原寺分橋付近における地権者の方々への丁寧な説明と協力関係をつくることは、非常に重要でございます。

2か所目の取水施設であります、関根文化公園においては、この地域では数少ない公園であることを考慮して、周辺住民への周知が非常に重要でございますが。

また3か所目の都立善福寺緑地におきましても、遊び場機能や緑の保全など、多くの懸念を抱く区民がいます。

そういった観点から、本計画案について周辺住民への周知を徹底するべきと考えますけれども、見解を伺います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 本計画の周知につきましては、都市計画素案説明会や都市計画案の縦覧など、法に基づく手続に加えまして、事業者において昨年12月のオープンハウス、先月の説明会等において地元の説明を行って来ました。

今後も丁寧な説明を行うとともに、地元の声に耳を傾け、住民の理解促進に努めてまいります。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 お願いします。

ただですね、いろいろやっていただいたと思うものの、ポスティングにも気づいていなかったという方もいらっしゃる。それはお手紙の中でそういうふうに書かれていました。

やっぱりもっとやり方あったんじゃないかなって思うんですね。例としては、公園に立札を立てるとかいったことをやってほしかったという意見もありました。

今後は、丁寧な説明を行うということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、本当に耳を傾けていただきたい。重ねてお願ひをしておきます。

次に、区立関根文化公園ですが、これ、取水施設で面積が減少するわけですが、公園用地の確保が必要となります。公園の代替地確保のために、東京都としてもその費用の補償などに取り組むべきだと考えます。

また、都立の善福寺緑地公園については、多くの子供たちに親しまれています。私達も見に行かせていただきましたけど、いわゆるロケット公園というような名称で親しまれているわけですね。工事に当たって、子供たちの遊び場の機能確保、これ大変重要だと思ひますが、その見解を伺ひます。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 取水施設等につきましては、事業者において現在詳細設計中でございますが、工事により影響が出る範囲を極力小さくするよう検討しております。

今後、事業の段階において、公園管理者と連携しながら、機能の代替等について協議調整を行っていくこととしております。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 そうですね。公園管理者との連携で、代替、調整していくということですので、ぜひ積極的に行っていただきたいということを要望しておきます。

それから、善福寺川緑地、これ多くの緑があって親しまれてるわけですが、その緑の保全のために取組をするべきですが、どのようなお考えか伺っております。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 樹木につきましては、一部伐採や移植の可能性がございますが、極力伐採しないように配慮し、可能なものは公園内の空きスペースなどを確認して移植するというふう聞いております。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 公園の空きスペースなどに移植するという、一部伐採という可能性もあるということなんですけれども、これもぜひですね、近隣の皆さんの声をよくよく聴いていただきたいと思います。

皆さんのなじみのある、これ私の地元でもそういうケースがありましたけれども、皆さん、地元でしか分からないそういう思いっていうのもあると思いますので、ぜひよく話を聴いていただきたいと思います。

次にですね、グリーンインフラですけれども、東京都の豪雨対策基本方針では、総合的治水対策を推進するために、その調節池の整備や雨水流出抑制の対策としてグリーンインフラも活用するとしているんですね。

杉並区の都市計画審議会でも、これ、グリーンインフラを求める声、上がっていたと思います。杉並区は雨水流出抑制対策の一つとして、これからグリーンインフラ、雨庭などの活用について、積極的な取組をする予定だと聞いていますが、杉並区と協力してグリーンインフラの活用も積極的に進めていくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方でございます。

東京都豪雨対策基本方針において、河川や下水道の整備、流域対策の主要な対策で、気候変動を踏まえた目標降雨に対応することとし、グリーンインフラは目標を超える降雨に

対するもしもの備えに位置付けられております。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 そのもしもの備えていうことなんですけど、それだけではなくて、杉並区、これ今回令和6年度からこの予算をつけたということであります。

そういった先進的な取組だと思っておりますので、協力して取組を進めてほしいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、都市計画の決定、まだということだったので、実際がなかなかわからない、実態がわからないということで、皆さんの戸惑いもあったと思います。

地域の声を考慮すれば、取水口とか管理棟などの施工の範囲は最小限に留めて、そして景観に配慮する必要があるというふうに考えるわけなんですけど、そしてまたそこにですね、ぜひ住民参画をしていくことが重要だというふうに考えますけれども、都としての考えを伺います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 今回計画している施設のうち、管理棟などは事業実施により影響が出る範囲を極力小さくするよう検討を進めております。

今後、事業の段階において説明会を開催し、施工内容について具体的に説明するとともに、地元の意見も参考にしながら事業を進めていくこととしております。

【原田（保）会長】 竹井委員、どうぞ。

【竹井委員】 るる質問してまいりましたけれども、治水対策の重要度、これはもう間違いないことだと思っております。

ただ、住民の皆さん、これだけの意見をお寄せいただいています。ぜひですね、この小さな可能性、御意見、排除することなく、住民の皆さんから生活への影響が大きいんだというふうに、今日も新聞での報道もありました、私たちとしては、ぜひこの住民の皆さんに寄り添うことで、より良い治水対策ができるものと思っておりますので、そういった小さな御意見を排除することなく、丁寧な話し合いをしていただきたいということを重ねて要望しておきます。

以上です。

【原田（保）会長】 ほかにございますでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 それでは、私からも質問させていただきます。

善福寺川は過去に何度も水害が起きているというふう聞いております。最近では、昨年6月の台風2号の際にこれまで整備してきました善福寺川調節池に100パーセント、そして神田川環状七号線の地下調節池にも45パーセント貯留し、治水効果を発揮したわけではありますが、上流部の荻窪地区周辺においては、都内で唯一いつ水被害が発生したと聞いております。

近年では1時間に50ミリを超える降雨の回数が増加し、それに伴う水害リスクが高まっており、こうした降雨状況の変化に対応することが急務となっています。

今回、都が調節池の計画を検討し、素案説明会を得て本審議会に諮られました。この過程において住民からいろいろな意見が出ています。先ほどお話がありましたけれども、私のもとにも御意見をつづられました大量の封書が届きました。

昨年の11月末に都市整備委員会でも本件については質疑をしましたが、改めてこの計画についていくつか確認をしたいんです。

初めにですね、一番大切なこととして、この調節池の必要性について伺いたいと思います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 平成17年9月の豪雨により、善福寺川では床上、床下合わせて約1,700棟の浸水被害が発生し、昨年6月にも今回調節池を計画している上流部においていっ水がございました。

善福寺川上流調節池（仮称）は、降雨により増えた川の水を調節池に取り込むことにより、水位を低下させ、浸水被害を軽減いたします。

また、特に近年被害が起きた地域の浸水被害軽減につながる施設であり、命と暮らしを守るために欠かせない施設でございます。

さらには、近年の気候変動に伴う豪雨被害は、激甚化、頻発化しており、こうした水害リスクの増大に対応していくためにも必要な施設でございます。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 この命と暮らしを守るために欠かせない施設だということでもあります。だからこそ、このような施設の計画にはですね、地元の理解と協力が必要だというふうに思います。

そこでですね、この区立公園である関根文化公園を取水施設の計画用地とすることについて、どのような経緯で決まったのか、先ほども杉並区の対応などやり取りが若干ありま

したが、これについて伺います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 令和2年5月に、浸水被害軽減のため、杉並区から都に調節池の早期整備の要望をいただいております。

また、令和2年8月に、都から区へ区有地活用について依頼をし、同年9月に区から都へ当該地を候補地として調節池設置の設計を進めることを了承する回答があったと、事業予定者である建設局から聞いております。

こうした経緯から、現在の関根文化公園の敷地を取水施設の計画用地として定めたものでございます。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 区との協議を経まして、計画用地として検討を進めてきたということを確認をいたしました。

一方でですね、住宅の近くに調節池の取水施設などが計画された住民からですね、子供たちの遊び場である公園への影響や樹木などへの影響など、事業実施による住環境悪化を懸念する意見書も出されています。

そこで、地域住民が懸念している公園や樹木への影響についての見解について、教えていただきたいと思っております。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 事業予定者である建設局によりますと、影響の程度は今後の検討となりますが、例えば工事中において関根文化公園は施工ヤードとしても活用するが、一部でも開放できないか検討を進めると聞いております。

樹木につきましては、一部伐採や移植の可能性がありますますが、極力伐採しないように配慮し、可能なものは公園内の空きスペースなどを確認して移植すると聞いております。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 この調節池の整備に向けまして、都は本年8月に都市計画素案説明会を区内の小学校等で4回開催したと聞いています。

しかし、地元住民の中には素案説明会を知らなかった、あるいは、出席できなかったことから、更なる説明の場を求める声もあると聞いています。

都議会公明党としましても、この地元の声にしっかり耳を傾け、計画や工事による影響について説明するべきとの考えから、11月30日の都市整備委員会において、説明の場

を新たに設けるべきであるとして見解を伺ったところです。

そこで改めて、地元住民に計画や工事の影響について理解を得るため、どのように取り組んできたのか伺います。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 東京都は、昨年8月に実施しました都市計画素案説明会において、計画の内容等について説明し、意見を伺っております。

その後も、電話や対面による個別対応を行うとともに、都のホームページに、当日の配布資料に説明内容を付したものと、音声入りの説明動画を公開し、出席できなかった方々への周知を図っております。

その後、都市計画案については、12月1日から2週間の間縦覧を行い、意見書を提出いただいております。

事業者においても、電話や対面等個別の対応に加え、地元の状況に応じ、12月にはオープンハウスを2回、さらに、先月にも説明会を開催するなど、丁寧に理解促進に努めていると認識しております。

引き続き、事業の段階において説明会を開催し、施工内容について具体的に説明するとともに、地元の声に耳を傾け、住民の理解促進に努めていくこととしております。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 住民の不安を軽減するためにも、事業の内容について知る機会を増やすことは重要であります。

現地の状況に応じ、計画の内容について、事業者である建設局としても追加でこの住民に説明する場を設けてきたことは、一定の評価をしております、引き続き都としても丁寧な周知と理解促進をお願いしたいと思います。

先ほど柴崎委員からも言及がありました、未公開の都市計画に関する情報が、議員のSNSで公開された件についてなんですけれども、私もこの事前の都市整備委員会の質疑の際にも申しあげましたけれども、今回のこの場が本審議の場ありますので、改めて一言申し上げたいと思います。

都市計画決定の手続からすると、公告・縦覧の前に行われる都議会都市整備委員会での都市計画案の質疑は、本来必須のものではありません。

しかし、都民の代表としてより丁寧にやり取りしようということで、公表前の情報についても所管委員会で質疑を行っているものと理解をしております。

都市計画に関する情報は、都民に対する影響が極めて大きいものであり、したがって、公表前の情報については、公職にある立場として当然慎重に扱うべきものと考えます。

今後このようなことがないようにしていただきたいと指摘をして、質疑を終わりたいと思います。

【原田（保）会長】 水庭委員、どうぞ。

【水庭委員】 水庭です。

いろいろと計画のところで住民の方の反対がたくさんある中で、推し進めていくというところが、ちゃんと丁寧な説明ですかね、そして、説明だけではなくて、ちゃんと理解をさせていただけるか、というところが気になっているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 事業につきまして、いろんな意見をいただいていることを承知しております。

私どもとしまして、事業の緊急性、公共性につきまして御説明をさせていただいているところであり、今後とも事業を進める段階においてもしっかり理解いただけるように努めていくべきものと認識しております。

【原田（保）会長】 水庭委員、どうぞ。

【水庭委員】 はい。

あともう一つ、今は都市計画の審議会の場なので見えないところがあるんですけど、工事は何年間にわたるものなのか、参考までに教えていただいでよろしいでしょうか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 工事の期間等につきましては、現在事業者において詳細設計中でございます。その結果を得てから定まってくるものというふうに聞いております。

【原田（保）会長】 水庭委員、どうぞ。

【水庭委員】 はい。

もう一つ、それにつきましては、じゃあまだ費用も算出できてないという状況を確認、考えてよろしいでしょうか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 はい、そのとおりでございます。

【原田（保）会長】 水庭委員、どうぞ。

【水庭委員】 はい。ありがとうございます。

いろいろと人の命を守るという大切な施設、設備だ、インフラであるということは認識できるんですけども、どこかの段階でもう少ししっかりと細やかな、計画それから費用に対してどういった効果があったとかっていうのを検証していただけたらいいなと思っております。

またあと、住民の方は、この河川を改修していくとか、新しい河川をつくっていくとかいうことに、多分反対はしてなくてですね、一番気になってるのは、住民の方の緑環境とかですね、公園環境が、壊されるんじゃないかという懸念だと思いますので、そのところのケアをしっかりといただければと思っております。

都市計画の審議会ではないところですけども、よろしく願いいたします。

【原田（保）会長】 ほかにございませんでしょうか。

原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 私からも都市計画河川第8号善福寺川の都市計画変更について、質疑をさせていただきます。

今、他の委員からる質疑がありましたけれども、ぜひ、私、地元ですので、現場がどうなっているのか知っていただいて、今もう絶対賛成するんだとか決め打たないでね、ぜひ私の質疑、聴いていただきたいと思うんです。

少し、現場の声、ふんだんにお届けしますので、時間がかかるかもしれませんが、御容赦ください。

都市計画河川、本都市計画変更は、8月の発表以来、杉並区内で大変な混乱を引き起こし、異例続きの事態を経て本日に至ってます。

都は自らそうした情報を都市計画審議会、我々委員に知らせず、住民が必死の思いで我々審議会委員に葉書を送るなどして知らせてくれていました。私からも、前代未聞ともいえるこの間の経緯について、審議会に紹介したいと思います。

昨年8月に発表された都市計画素案は、素案、周知が徹底しない中、気付いた住民が手弁当でチラシをつくり、知らせ合い、10月中旬になってやっと住民の横のつながりができました。

11月30日に開かれる都市整備委員会に向けて、署名活動が始まりました。水害対策は必要なれど、都立善福寺川公園の中心ともいえるプラタナスの大木と、ロケットの遊具が目印の通称ロケット公園、関根文化公園という、地域にとってここしかないと言って過

言でない公園の二つが工事現場と化し、原寺分橋では集合住宅を含む25の地権者が立退きを迫られ、三つのいずれにも大きな管理棟が建てられてしまいます。

これには近隣住民だけでなく、広範な区民が異議を唱え、たった2週間で直筆署名2,500筆、2週間です、ネット署名約1万2,000筆が集まりました。

さすがに、これほど急な計画、そう思っていなかった杉並区も、都に丁寧な説明方を求め、12月に行われるはずだった区の都計審が、なんと1月16日に延期されました。これ一つ取っても前例のない事態です。

審議会では、賛成している自民区議の委員からも、丁寧な説明が必要との指摘が出され、都民ファースト区議の委員からは、公園について代替場所を求める意見が出るなどしました。

採決では、この代替場所を求めたのは、ここに今つくらないでくれないのかなのか、つくったあとに代替公園をつくれなのかはちょっと分からなかったんですけど、採決では座長を除く18名中12名の賛成で承認されたものの、6名が反対と、これもなかなか見られない反対票ですが、町会連合会の代表や学識経験者などが反対するなど、広く杉並の問題になっていること、専門的見地から見ても重大な問題を含んでいることが、この反対で、票で分かります。

このほど答申を受けた区長の告示は重たいものとなりました。都計審で承認を受けているので、当然、異議はありません、との意見書となりますが、別紙が添付され、これ以上の強引な進め方をけん制する、半ば異議ありありの文書が添付されたわけです。これも異例中の異例と。

さらに、区が求めたことにより開催されることになった1月20日土曜日の杉並区役所で、本計画案に対する都建設局による住民説明会が開催されましたが、これは超に超が付く満員となり、180名の参加者であふれかえりました。入れずに帰った人もいましたが、それはカウントされてません。

その後も続々と署名が集まっており、2週間で2,500筆でしたが、約4,000筆にまで達しました。

そして、何よりも、この都市計画審議会に寄せられた本計画への反対意見が、前代未聞の547件。これは、あの外苑再開発の反対意見数3団体33通の、実に17倍となるものです。

しかも、事務方にお聞きしましたら、きっと多くの人が御近所や御友人などと書いたも

のを誰かがまとめて送ったりしたんだと思うんですけども、いくつもの葉書を差出人の記載なく、同じ封筒に入れたものが、いくつもかなり来ていたらしくて、残念ながらそれらは1名からの意見にされてしまったといえます。

実態はもっと多くの意見が来ていたものと思われませんが、そうした手続の仕方もおぼろげな市民がですね、必死の思いで送ったんですよ。逆に私は、この548通の重みを感じさせていただきました。

ここで伺います。杉並区では、余りにも拙速で一方向的な進め方に1万6,000筆ほどの署名が集まり、新しく代わった区長も、都市計画審議会を延期させ、知事に対して杉並区長から異例の意見書が付いています。

本日の都市計画変更案には、前代未聞の547通に及ぶ意見が届いていますが、こうした区民の反応を都はどう受け止めていますか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 事業に対して様々な意見があることは承知しております。

一方で、令和2年5月に、浸水被害軽減のため、杉並区から都に調節池の早期整備の要望をいただいております。

今後とも関係住民の理解が得られるよう丁寧に進めていくこととしております。

なお、先ほど説明したように、区からは、異議はない、との回答とともに、意見をいただいているところです。

なお、先ほど委員の御指摘で、進め方についての御意見、頂戴しましたが、都市計画素案の説明会の実施に当たりましては、区報に掲載するとともに、立て坑周辺やトンネルルート周辺、河川沿いなどにお住まいの方へ、約1万3,000枚のチラシを配布して広報周知をしております。

デジタルそれからアナログを組み合わせ、多様な手段で周知をした上で、都市計画の手続を適切に進めていると認識しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 丁寧に説明しているといいますが、1万3,000枚配ったにもかかわらず、どの取水口でも、チラシが届いてないという方がたくさんいました。

1人、2人とか、10人、20人とかじゃないんです。30人いたら20数名届いてないというんですよ。これね、おかしいと思うんです。

ですから、私は、余りにも関根文化公園の前のお宅がチラシ届いてなかったって言って

ましたけれども、それは調査した方がいいんじゃないかと、業者に何か言った方がいいんじゃないのかと、言いましたけれどもね、都市整備委員会のときに。

前の区長から都に要望があったんですよね。それ自体はいいんですけれども、その要望に基づくのか分かりませんが、下流の方では調節池がつくられていて、もうちょっと下流の方ね、そこは敷地が十分にあるので、反対意見出ていません。

環境負荷というか、騒音とか、振動とかがあると思いますけれども、皆さん我慢をされて、治水対策は大事だよね、そういうことで、協力はしてきているんです、杉並区民というのは。

ところが、水面下で、こういう計画を仕込んで、水面下で仕込んで突如発表するために、今回のような混乱を生むわけですよ。

これだけの切迫感や運動の広がりというものを、都市整備局は受け止めることができていることが分かる答弁でした。

しかも、先ほどの都市整備局のこの件に関する説明は、これまでの異例中の異例の、異例続きのこれまでの経緯を全く説明していないもので、私たち委員に伝えてくれています。責務を果たしていないと、まず指摘するものです。

1月20日の住民説明会にも、都市整備局は顔を出さず、地域住民の関心事の一つである豪雨対策基本方針、これは都市整備局がつくっているんですけれども、これを建設局が説明するわけですね、住民に。

ですから、住民からこの豪雨対策基本方針に質問が飛んでも、都市整備局の所管なので答えられませんと、説明会の体をなさないものとなりました。まず、都市整備局の猛省を求めるものです。

私は、都議会の中でも水害対策を求めてきた議員だ、という自負があります。議会では、本会議場でも委員会でも話していますので、議員の先生方はもう聞いたよと思うかもしれませんが、他の審議委員の方は初耳だと思うのでお付き合いください。

20年前の2005年、杉並は時間112ミリの線状降水帯の発生により、善福寺川で大変な被害が発生しました。

区議になりたての私は居ても立ってもいられず、成田東の水害地域に駆けつけ、お腹の上の辺りまで汚水につかり、被災者を助けに行きました。

しかしですね、行ってみると何ができるわけでもなく、助けに行った家の少女から、私たちの生活はどうなっちゃうんですか、あなたに一体何ができるんですか、って言われて、

本当に成す術なく呆然とたたずんでしまったのを覚えています。

それ以来、区議会でも都議会に来てからも、本当に効果のある水害対策って何なのかを提案してきました。

今回の計画地となる善福寺川上流は、住宅街が広がり、ハードな水害対策が難しい地域です。

下流の方は、先ほど言ったように、和田堀公園などがあり、大きな敷地があって、調節池に住民が反対していません。基本的に治水に理解がある方が多い。

上流部で、先ほど他の委員からもお話にありました、成田西調節池というものが3万5000立米、これがつくられ、さらにそこから河川拡幅が行われるという工事が、今、7～8年ぐらいですかね、10年近く続いているわけですがけれども、来年の秋やっと終わるんですけども、これで、やっと10年。目の前がずっと工事現場で、ずっと振動、騒音。この地域ではですね、ノイローゼで家族が家を出てってしまう、あるいは住めなくなった、そういう被害が続出している。こんぐらい大変なことなんですね。

ですから、私がかねてより上流地域の水害対策ってのは、こまめな下水管改良など小さなハード対策、あるいは雨水流出抑制策、つまりは降った雨を地面に戻す舗装などの、大量施設こそ、環境負荷が少なく、有効だっていうことを訴えてきたわけです。

練馬では小まめな透水性舗装を大規模に行っており、石神井川や白子川では水害が減ったと住民が実感しています。

ここで聞きしておきたいと思うのですが、都市整備局は、練馬区と杉並区におけるこれまでの流域対策の対策量を把握してますか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 東京都は、対策強化流域ごとの各区の対策量全体について、毎年把握しております。

例えば、令和3年度末現在、練馬区における神田川流域が7.1万立方メートル、杉並区の神田川流域では33.9万立方メートルとなっております。

なお先ほど委員から、1月20日の説明会に都市整備局が出ていなかったというお話ございました。こちらにつきましては、この説明会は事業予定者である建設局が、地元の御理解を得るための取組の一環として開催したものです、法定外の説明会でございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 法定外の説明会だから都市整備局は出なくていいなんて話にはな

らないでしょう。建設局がやってるんですから、出りやいいじゃないですか。

ちょっと分かりにくい数字を出したわけですよね。都市整備局、練馬区と杉並区におけるこれまでの流域対策の対策量を把握しているかと聞きました。住民説明会では誰も答えられませんでした。ちゃんと把握しているんですよね。

杉並区は流域対策34万6000立米、これまでやってきていると。練馬区は59万5000立米と、約60万立米やってるわけですね。全然違うんです、対策量が。

例えば、杉並区の透水性舗装が年間二三千平米に留まる中、練馬区では年間1万3000平米もの透水性舗装を行っていたことを、私はかつて本会議で明らかにしたことがあります。

浸透型トレンチ管や雨水浸透ますの設置も大規模に整備しており、練馬区のこれまでの流域対策量は、先ほど言ったように、約60万立米に達している。

杉並区の数約35万立米ですけど、これは大体マンションとか、建物の下の箱、まずはそこに貯める。これが多いんですね、杉並区の場合は。

ところが、練馬区の場合は、地面に染み込ませるこの透水性舗装を、かなりの規模でやってるんですね。これすばらしいことでして、そこら辺を柴崎委員には誇っていただきなかったなと思うんですけれども。

ここにですね、私は抜本的な都の補助を入れて、本計画の工期である10年もあれば、相当の対策量を見込めるんじゃないかというふうに思うんです。

先ほど正確な工期を示せないと言いましたが、住民には大体10年と言っているわけですよね。ただ、本当に分かんないということなんですかね。

今、この練馬区と杉並区ですけれども、対策量全然違うんですけど、実は、ほとんど、ほとんどというかほぼ、手弁当です。東京都の補助金をほとんど入ってません。練馬区が独自に自腹で、この膨大な対策料を払ってるんですね。

東京都は年間全都で1億円、たった1億円の補助金を出してますけど、本当に使い勝手が悪くて、私もその改善に努めてきて、よくなってきてはいるんですけれども、もっとお金の規模を大きくしなきゃいけないなと思っています。

透水性舗装ってのは、1平米当たりの貯水量は地下に箱をつくる貯水槽と比べて少ないんですが、ゲリラ豪雨による急な雨水が下水に流れ込むのに、タイムラグをつくります。内水氾濫をそれによって防ぐ効果があります。

しかも、貯留槽とは全く違う効果として、雨水を地面に染み込ませるために、ヒートア

アイランド現象を抑える力があると言われているわけです。

この100年間で地球、1度暖まりましたが、東京、同じ100年間で3度上昇しています。この2度はヒートアイランド現象によるものと言われているわけで、近年集中豪雨が増えているのも、このヒートアイランド現象と関係があるわけです。

そのことは、都市整備局が作成した豪雨対策基本方針に記されているのでお聞きしますが、豪雨対策基本方針は都市整備局が中心となって作成しておりますが、そこでも近年集中豪雨が頻発するようになったと指摘しています。

頻発する集中豪雨の発生原因にヒートアイランド現象がよく挙げられますが、その認識で間違いありませんか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 気象庁によりますと、極端な大雨の強度や発生回数の変化には、都市化の影響との明確な関連性は確認されていません、ということでございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 これ、かなり驚きの答弁なんですよ。

ものすごく厳密に言ったら、まだ証明されていないみたいなことを、ヒートアイランド現象と明確な関係はないんだというふうな答弁をしたわけですがけど、今の答弁がどれだけおかしいかっていうと、そもそも先ほど私質問で言いましたけれども、豪雨対策基本方針に、改定前の豪雨対策基本方針に、自ら書いているんですよ。

で、都合が悪くなると、ヒートアイランド現象対策として、建設局が特に研究をしていた分野ですけど、透水性舗装っていうのは、その話をすると、ヒートアイランド現象と豪雨は関係があるか分からないと言い出すと。

ヒートアイランド現象を緩和することってのはすごく求められるってのは、環境局だろうがどこだろうが言ってることだと思うんですけど、そのためにも改めてお聞きしますが、透水性舗装など雨水の地下浸透施設が必要と言われているわけですが、都市整備局としてなぜ大規模な透水性舗装の整備をしないのか教えてください。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 答弁させていただく前に、先ほど26年の私どもの豪雨対策基本方針について言及いただきました。

平成26年の豪雨対策基本方針では、御指摘のとおりですね、時間50ミリを超える降雨回数の増加については、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響も考えられると

いう記載がございます。

これはですね、基本方針では可能性の一つとして触れたものでございまして、先ほど答弁いたしましたように、気象庁によれば、極端な大雨の強度や発生回数の変化には、都市化の影響との明確な関連性は確認されていません、というところを認識しております。

では、答弁に移らせていただきます。

東京都では、東京都降雨対策基本方針（改定）に基づきまして、河川や下水道の整備に合わせ、雨水流出抑制に資する流域対策を推進しております。

具体的には、対策強化流域の公共施設等に対して、透水性舗装など雨水貯留浸透施設設置の支援制度により、雨水流出抑制を促進しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 今ちょっとスキャンダルに近い、私は回答だと思うんですけど、東京都はもう豪雨対策として、ヒートアイランド現象の緩和には努めないって言ってるってことですか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 そのようなことではございません。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 豪雨対策にしたってヒートアイランド現象にしたって緩和するんだって言って、東京都の研究で、水の地下へのかん養が必要だってこともいろんなところに書かれていて、それでも気象庁によればってなんか強弁するので、じゃあもうヒートアイランド現象対策はしないのかって聞いたら、いや、やりますと。何の答弁しているんですか、今。余計な答弁をしないでいただきたいなど。

やるんでしょう。ヒートアイランド対策は。必要なんでしょう？

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 申し上げました意図は、時間50ミリを超える降雨回数の増加については、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響も考えられるということ、この26年の対策方針では記載しております。

これを踏まえて、目標豪雨に応じた対策を、河川、下水、それから流域対策、必要な対策を、この方針の中で示したというものでございます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 だからしっかりと自分たちの文書に書いているんです。

これの対策をする必要があるということを言ってるんです。地下水のかん養を必要だっ
て言ってるわけですよ。

流域対策は推進しているとのことでしたが、今回善福寺川上流で示されたのは、正にこ
れでもかというほどハードな大規模地下貯留池事業でした。

三つの取水口は、そのいずれも各水害常襲地域の上流に設置されており、当然効果は高
いと言えます。

問題は、効果の高いハード対策であればあるほど、その工事や完成後の施設がもたらす
環境への負荷が重大になることです。

杉並区民の方の多くは水害に苦しむ人のために何かできないかと考えています。しかし、
今回の計画には、自身が水害地域に住みながらも反対する人がたくさんいるわけです。

改めて現地声を届けたいと思います。現地がどういう場所で、区民はどういう状況な
のか知っていただきたいと思います。

まず関根文化公園。私が関根文化公園を視察に訪れた際、エスコートしてくれたのは、
目の前に住んでる子育て中の母親でした。

家族は、関根文化公園が目の前にある環境を気に入って住宅を購入したばかりです。こ
う言います。子育てをしていれば分かるが、公園で体いっぱい動かすのは、子育てにお
いて必須である。いっぱい動かないといっぱい食べられないし、いっぱい眠れない。この
辺りは園庭のない保育園が多い。うちの子が来年入る保育園も園庭がなく、関根文化公園
がまさに園庭代わりになっている保育園です、と言います。

この地域は、児童館が二つも廃止されてしまいました。最後の頼みの綱が関根文化公園
だったんです。

この公園は、午前中はもう様々な保育園がやってきて利用しています。この公園がなく
なることを知らない保育士もたくさんいるとのこと。地域の方と少しずつお知らせし
ているのだそうです。

母親は言います。8月に説明会があったとのことですが、知ったのは12月。目の前に
住んでるんですよ。初めて参加した説明会が1月20日だった。そこから2週間余りで計
画が決定されるなんて、信じられない。怒りを隠しませんでした。

先の都市整備委員会で、令和2年、22年、先ほどの答弁でも2020年に都から区に
関根文化公園の敷地を使わせてほしいと打診があって、当時の区長が了承したとのこと
でしたけれども、しかしそんなことは地域の誰も知らないわけですよ。

計画は全て水面下で進み、前の区長は児童館を二つ潰した挙げ句に、この関根文化公園も差し出していいよなんていう、現場の住民のこと何も考えないで進めていた計画なんです。

このことが大きな失敗にもつながります。実はこの関根文化公園の向かいに大変大きな駐車場となっている敷地があり、売りに出ていたんです。地域の人みんな知っていて、この後どうなるかと話になっていったんですね。その土地があれば公園は潰されずにそこに施設をつくれたかもしれませんが、昨年売却されていました。

なぜ計画を住民に知らせ、一緒に計画を練ろうとしなかったのか。そうすれば、広大な用地の存在に気付くことができました。悔やんでも悔やみきれない。

子供がたくさん体を動かす場を奪われた母親の憤りは、父親の憤りも、いかばかりでしょうか。児童館だけでなく唯一の大きな公園まで失うかもしれない今、子供たちは今後どこでのびのびと遊べるのかと、この地域の親たちの怒りは相当なものです。

次にロケット公園。蛇行する善福寺川公園の河川敷が公園となった都立善福寺川緑地公園の中でも、ロケット公園は中核をなす場所と言って過言ではありません。

巨木に成長したプラタナスが何本もそびえ立ち、なんと真夏でも日差しを遮り、涼しい風が吹くと言います。

私が子供の時からロケット型の遊具が置かれまして、通称ロケット公園とずっと呼ばれてきました。

今回の署名活動を立ち上げた一人である母親は、3年前、目黒から引っ越してきたといいます。二人の子供が小学生となり家が狭くなってきた折、どこで子育てをしたいか、どこなら子供がのびのびと成長できるかを考慮しました。全都を探したそうです。

不動産屋から紹介されロケット公園に降り立った時、うっそうとして森感がすごかった。東京じゃないみたいというのが印象でした。駅からいささか遠いとはいえ自転車で行けるし、バスを使えばどこでも行けるいい環境といいます。家は、そんな地域に寄り添ってかなりこだわりを持ってつくり、省エネ建築の指標であるZEHに近づけて建てたそうです。

その母親は言います。人間が住むべきところと感じてここを選んだ。子供たちも気に入っていて、隣のセンター広場でサッカーをしているが、子供たちが西日の中サッカーボールを蹴っている姿は幸せそのもの、語ります。

都は、ロケット公園に大きなプラタナスがあり、夏場炎天下でも子供たちが遊べる場になっていたことを知っていましたか。また、関根文化公園の周辺は公園が少なく、児童館

も二つ廃止されていたために、多くの利用者があったことを知っていましたか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 そうした状況については承知をしております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 この間の住民運動の訴えによって、むしろ部長も知ったわけですよ。遅いんですよ、それでは。本当なら計画策定段階でそうした状況を皆さん知らなきゃいけないんですよ。

先ほどね、都市計画審議会の資料を出す、出さないでいろいろ言っていましたけどね、そもそも計画の段階から住民と話し合ってるのか都市計画でしょうか。

立坑が掘られる場所からすぐの男性は、2年ほど前に家を購入したとのこと。かつて都心に住んでいて、正直住むところじゃないなと感じてこっちに移ってきた。

男性は言います。住宅街があって、自然があって、子育てしやすい。そういう人たちがこの地域に集まってきている。そのためにそれなりのお金も払った。

現地で見ると、一番大きな窓が公園に向いています。お隣はなんとカフェになっていて、散歩する人たちのたまり場になってます。もう、周りに住む人たち自身が公園と一緒につくってる感じですね。

男性は、最初聞いたときはこの問題がよく分からなかった、でも具体的に想像するとひどい計画だと分かってきたと言います。シールドマシンがどこから発進するのか。そうなれば、ここだとすれば、工事ヤードはどれぐらいの規模か。10トントラックが何台公園の中を走るのか、隣のセンター広場の上を走るのか。そうなれば都立公園の半分が10年以上にわたって潰されるようなことになるなど、余りにも影響が大きいわけです。

百歩譲って、計画していたのなら、なぜ公表しなかったのかと。目の前が工事になるのならこの土地を買うことはなかった、と言います。

さて、ロケット公園以外の敷地を考えると、シールドマシンの立坑と掘削土の搬出保管までできるような工事ヤードをつくれるのは、ロケット公園以外にない気がします。

そこでお聞きしますが、シールドマシンの発進基地は、ロケット公園につくられると考えると間違いないか。また資材置き場どこに置かれるのか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 現在、詳細設計中ですので、施工計画については今後の検討となります。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 何言ってるんですか。都市計画決定されるかどうかの段階で、シールドマシンがどこから走るかも、工事ヤードがどこにできるかも分かんないって言ってるんですか。

ロケット公園の工事ヤードに出入りする車両は、センター広場を通ってくることはあるのか、それとも川の上に甲板を張って川の上を走ってくる可能性もあるのかって聞こうと思いましたが、工事ヤードがどこにできるかも分かんない、シールドマシンがどこから入るかも分かんないって言ってるんですから、結局、詳細設計中であり施工計画については今後の検討となると、答弁があるんでしょうね。

あの、今日、地権者たちの人生が決まるって言ったら大げさかもしんないですけど、本当にそうですよ。その日に、何も決まってないってよく言えますよね。

いずれも地域にとって重大な問題ですが、都市計画決定が行われようというのに、何も決まってない。この段階で具体的な計画は何も分からないなんて言って、どうやって都市計画決定しろというのかと。

最後に、大量の立ち退きが出る原寺分橋の方々の声をお届けします。

3代にわたってこの地に住んでいるという方です。自宅内に川沿いと1本内側の道路を結ぶ手作りのれんが道をつくり、その回路を覆う草花のトンネルをつくっています。この地域は川沿いの街並みを一緒につくってきました。

その男性は言います。家にはチラシが入り、何気なく参加したら、参加者はまばら。しかし説明では、区域一帯が立ち退きになるという信じられない内容だったと。許せないのは、説明会が終わってから、1軒1軒職員が説明に回っていたと。なぜ住民説明会の前に回らないのかと、男性は憤ります。

危機感が伝わるのには時間がかかりました。隣の家もすごくおしゃれなお宅でして、工夫を凝らしたデザインです。これらをほかの地域でそのまま建て替えられるだけの補償があるのか、そんなことも全く分からないまま、今日都市計画決定というのでは、納得する人がいるはずがないじゃないですか。

この区域の東側には善福寺川が流れ湧水が湧きます。「善福寺川を里川にカエル会」という団体がありますが、この団体が行った調査によると、原寺分橋の付近では、稀少順で言えば、絶滅危惧種Ⅰ類、ドジョウ、スッポン、絶滅危惧Ⅱ類のトウヨシノボリ、そのほかオイカワ、カマツカ、さらには、アオダイショウまで泳いでいました。善福寺川でそこ

までの環境があるのかと私も驚きました。湧水というのはすごいわけです。

後背地は河岸段丘を生かしたワイルドな公園、井荻公園が崖沿い南北に連なります。

本当に環境が良くて、計画が発表された昨年8月、2件の新築計画が進んでいました。一つは更地だったため止めることができましたが、1軒は既に賃貸アパートが完成間近で、そのままオープンするしかありません。大家さんも不安が募るでしょうね。

男性は言います。善福寺川沿線の区民の命と財産を守ると言うが、正に住民の財産の侵害が行われようとしていると。

水害対策のために環境や自然破壊を做的是、本末転倒なわけですよ。だから、上流域でのハード対策は細やかに、水害地域ごとの特性に応じて行われなければならないと、私は指摘してきたわけです。

区分地上権設定の区域に当たる女性からもお話をお聞きしました。湧水があり、崖のある素敵な公園があり、都内にこんないいところがあるのかと住むことにした。すぐ先に善福寺池があるが、そのすぐ近くの地下を通る外環工事が調布で陥没事故を起こしたと聞いた。怖いと思っていたら、まさか我が家の下をシールドマシンが通ると知り、恐ろしくて居ても立っても居られない。説明会などにも参加したが、もう決まったこととされ信じられない、語ります。

区分地上権設定は、地権者が現地に住みながら、他者による地下の利用を許容することを金銭で解決するものです。

しかし、金銭では拭えない不安がつきまといます。今回、詳細設計を担うのは、パシフィック・コンサルタンツです。同社は、昨年10月27日から1か月間の指名停止処分になっています。

その理由は、外郭環状道路のシールドマシン工法において、なんと粗雑業務を行ったことによるものです。要は、設計段階で、地下構造物とシールドマシンの掘進位置を間違えて設計してしまったため、シールドマシンが地下で既存施設とぶつかって一部壊れちゃったんですね。これで外環のランプ工事止まりましたから大変な事故でした。

その指名停止処分にもなったミスを犯したパシコンがですよ、善福寺川地下調節池計画のシールドマシンの詳細設計を担うっていうんですから、これ心配で仕方ないわけですよ。

指名停止企業がなぜシールドマシンの詳細設計、担うことができるのかと。実は、都の発注は9月だったからです。事故はもう起きていて、どういう事故だったか分かっていたんですけれども、10月の指名停止前、9月に、都はこのパシコンに仕事を投げたわけで

す。これです、よく住民説明会で住民の命と財産を守るための事業と言えたものだと。

今回、東京都とパシコンは、初の契約手法であります、技術協力施工タイプE C I方式を締結しています。設計から施工までの新しい発注スタイルです。

これ大事です、これまで公共事業は設計を発注し、できた詳細設計で施工業者の入札を行ってきました。この設計に、設計段階で住民の福祉向上を願う行政の姿勢が現れるべきなわけですが、そうした姿勢が行政から失われていくにつれ、この詳細設計をです、住民とともにつくるっていうのをやめちゃって、やらなくなって、ここにきて設計段階に施工者の技術協力や見積りの話を盛り込めるといふ発注方式が採用されてしまったわけです。

この発注方式は、手っ取り早く言いますと、施工に早く移れる利点があるんです。けれども、もう住民の声が入る余地がなくなるんです。これが最大のデメリットです。

これだけの影響がある事業なのに、先ほどから繰り返される詳細設計が終わるまでありとあらゆる事が全く分からないまま、本日都市計画決定が諮られるという事態は、こうした契約からも起きていないんじゃないかと。

こうして広範な区民から批判を受けることとなった本計画において、事業者として大きな問題となるのが、立ち退きと区分地上権設定なわけです。このような進め方で用地買収が進むはずがありません。

そこでお聞きしますが、原寺分橋の買収や一部区域における区分地上権の設定ができない限り、シールドマシンが発進できないと考えますが、都の見解をお示してください。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 事業予定者である建設局からは、区分地上権の設定など用地折衝を進めながら、治水効果の早期発現のため、事業を着実に進めていくものと聞いております。

先ほど御答弁しましたが、引き続き事業の段階において説明会を開催し、施工内容について具体的に説明するとともに、地元の声に耳を傾け、住民の理解促進に努めていくこととしております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 当然ね、区分地上権でその下をシールドマシンが通りますから、立ち退き完了、特に区分地上権設定が終わらないと、このシールドマシン、発進できないんだと思うんです。

それは、西武線中井・野方間の用地買収が完了しないため、シールドマシンが発進できないのと全く一緒です。

今回のような極めて大きな規模のハード対策を、住民合意なく計画し、一気に決めてしまおうという強引な進め方が、かえって水害対策を止めることになるんです。

そして、もしも立坑を先行して工事して穴を掘っちゃうようなことをすればですよ、ロケット公園や関根文化公園は、立坑を掘って工事ヤードをつくっても、シールドマシンがずっと発進しませんから、ずっと工事現場です。何十年そのままになるかもしれない。

委員の皆さんね、これが都市計画と言えるのかと。無計画にもほどがあるでしょうと。こんな計画がまちづくりと言えない、まち壊しじゃないかということ、私は指摘したいと思うんです。

対案は、と言われると思うんですよね。私、先ほどから細やかな水害対策が必要って言ってきました。

成田東の水害地域は、不思議な内水氾濫を起こします。水害地域はもちろん一番低いところにあるんですけども、大豪雨が発生すると、先にこの地域が、水害地域が内水氾濫を起こすんじゃないかと、ちょっとだけ高いところにある大きな団地の端で、マンホールから水が噴き出すんです。このときは川もあふれてないんです。ちょっと高いんですよ。

下水の仕組みで起こるんだと思うんですけども、より高い地域で先にマンホールから水が噴き出すと。その水が路面を伝って川にそのまま落ちないで、道を通って水害地域に回り込んで、水害地域に流れ込むんです。

私は、この現象を止めるために、吹き出した汚水の川を、トレンチ管でその場で吸い込んで、そこからバイパスと呼んでいますけれども、地中の管を使ってまだあふれてない川に直接流すという工事を行っていただきました。

これ効果てきめんで、下水の川がみるみるうちに吸い込まれ、まだ満杯になってない川に落ちてくんですね。

その後、大きな団地の建替えで地下に貯水槽ができて、肌感覚で大きくこの水害地域の改善がなされたなというふうに感じています。

さらに、この高い地域なのに、低い水害地域よりも高い地域なのに、マンホールから水があふれるその下水を改良すれば、確実にこの地域の水害は減ります。

こうやってですね、水害というのは、その地域その地域の特性に応じて、実はやるべきことがあるんです。十把一絡げに大きくつくってもらったら楽だなんて、そんな楽な議論

されちゃ困るわけですよ。

こういう対策を地域は求めてきました。その上に透水性舗装をまずは水害地域に集中的に施したり、水害地域周辺の一般家屋の貯水槽設置を公共事業としてインセンティブも施して進めれば、重要な対策となります。

環境負荷はほとんどないどころか、ヒートアイランド現象の緩和に貢献する、持続可能性のある事業となります。

翻って今回の地下貯水池計画は、多くの環境破壊を引き起こしながら、1,000億円の巨費を投じると言われています。

これだけの財政があったら、なぜ今まで地域の要望に応じてこなかったのか。下水の整備を進めなかったのか。それこそ原寺分橋で武蔵野市の下水が大量に善福寺川に流れていますけれども、この流量を抑える計画が途中まで進んでました、進んでたんですよ、東京都と杉並区と武蔵野市で。

ところが、武蔵野市の財政事情などで止まったままなんです。なぜそこに都は支援をせず、ここにきて1,000億円のこんな計画なのかと。誰も説得できませんよ。透水性舗装や他の貯留施設と他の方策について、都は本当に検討したんですか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 都は、東京都豪雨対策基本方針において、時間50ミリの降雨までは河川の拡幅や護岸改修等の河道整備、それを超える部分の対策については調節池等の貯留施設と流域対策により、目標降雨に対応することとしております。

河道及び貯留施設の整備と流域対策は目標降雨に対応するため、どちらも進めていく必要があるというふうに認識しております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 そうは言いながら、要は調節池一本で、しかも上流部でのハード対策の環境負荷も考えないし、住民と進めようという考えもないため、このように強引な計画になったわけですよ。

そもそも流域対策の対策量は、これまで目標10ミリと極めて小さく評価されてきました。

本来は透水性舗装など細やかな施策で20ミリぐらいの目標にして、都が支援すべきだったんです。先ほど練馬区は倍近い対策量をやってきたということを、私が示したばかりです。それ全部手弁当なんです。東京都がそれをなぜ補助しないのかと。

ちなみに、透水性舗装の市区町村補助制度は、先ほども言いましたが、年間1億円ほどと、余りにも少ない。その1千年分の経費を今回の工事にかけるのと比べ、東京都の流域対策への関心の薄さは余りにも不思議だと。なぜそこまで大きな事業をやりたがるのか。

確認のためお聞きしますが、東京都、財務局の来年度予算に、善福寺川周辺の用地買収というものを計上していますが、これは本計画に基づく買収費ですか。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 今後の用地に関する要望に対応できるよう、その準備として予算計上しているものであると、事業予定者から聞いております。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 来年度予算に計上していたってということは、昨年11月頃にはもう予算の見積りをしてたってことですよ。信じられますか。

東京都は昨年、大問題だと指摘する住民に対して、8月の説明会の後ね、こう言ってんですよ、職員は住民に。素案の素案なので、ゆっくり進みます、こう言ったそうです。

まず、素案の素案なんてものは都市計画上ないわけですよ。ゆっくり進みますと言ってその傍らで、用地買収の見積りをもうしてたってことですよ。

杉並区民の皆さんは水害対策に反対しているわけでありません。なぜこのように拙速に、住民を騙してまで、かつ巨額の財政を投入し、環境を破壊し、事業を進めるのかを、問うています。

委員の皆さん、この計画を通すってということは、住民不在の東京のまちづくりを進めることにつながります。

私は不承認を呼びかけて、質疑を終えます。

【原田（保）会長】 青山委員、どうぞ。

【青山委員】 一言、意見を申し上げさせていただきます。

最初に説明があったように、東京都の神田川流域河川整備計画と、東京都の豪雨対策基本方針は、自然環境の保水機能、すなわち、グリーンインフラの考え方に基づく雨水流域抑制と河道整備等と、それから地下調節池を合わせて、75ミリ対応と、繰り返し説明されてるとおりでございまして。

そのうち、グリーンインフラだけで対応できるのかと、75ミリ、というと、私は子供の頃、善福寺川の近く高円寺に住んでいましたので証言しますが、戦後はですね、住宅難で全てを市街化・宅地化する以前はですね、善福寺川の流域というのは、流域自体が

全て調節池というか、遊水池、大雨が降れば全体が、あの地域一帯が、雨水が溜まるというふうな形になってました。

今そういった形で多少遊水池機能が残っているのは、大宮八幡、ちょうど高円寺からまっすぐ南下した辺りです、その辺りはちらほらと遊水池的な機能が残っていますけれど、それ以外のところはほとんど、善福寺川の川岸ギリギリまで宅地化をしまして、家が建っているという状況になっています。

ですからですね、もちろんグリーンインフラは推進する必要があるし、効果もあるんですが、それで75ミリ対応はできない。

しかもですね、瞬間風速で言えばです、さっき2005年の集中豪雨で112ミリ1時間で降ったという話がありました。この112ミリというのは、正確に言うと、妙正寺川の下井草観測所でこの時112ミリを観測したわけですし、あの時の善福寺川の床上浸水が1,024棟ということからすると、もっと降ったかもしれない。

というか、あの頃ざっと140ミリという報道がなされた記録があるわけですが、下井草で112ミリだった。これは観測所がありますので。というので、もっと降ったところももちろんあるわけですし、これは気候変動で従来の数十年前の雨量とは桁が違う瞬間的な豪雨があるというのは、これは善福寺川に限らず世界的な傾向でもあるわけです。

少なくとも東京で言っても、2013年に伊豆大島で39人が死者、行方不明者が数えられた水害があったわけですが、あの時はですね、1時間に122ミリが観測されているわけです。

実はこの時も、東京都はその前の1986年の噴火のときに、大量の降灰があったので、それが山頂から山腹にかけて大量に堆積しているの、その時にですね、その後豪雨によって土石流があり得るということで、この密集地域である元町のこの流域にですね、砂防ダムを建設しているんですよ、その元町の密集地に入らないようにということで。

ところがですね、隣の流域で、ノーマークだった昔の堆積されてる荒廃物が、大量の土石流になったと。これは、この時この122ミリという降雨は想定していなかったの、ある意味痛恨だったわけですが、実は隣の流域にも砂防ダムをつくっていれば、実際につくった砂防ダムの方は、随分これも大きく写真等で報道されましたけれども、あの時に、大量の流木を止めているわけです。

元町地区のこのやられたところは、跡形もなく住宅が全部流されたということがあったわけですが、これは危機管理の言葉で言うと、いわゆる政策の正常化バイアスとよく

言うんですけれども、個人としてはソウルの地下鉄事故の時に、煙が出て誰も逃げなくて大量の犠牲者が出たということで、正常化バイアス、まさか地下鉄で火災は起こらないというふうな、正常な状態の方を信じてしまう心理のことを正常化バイアスと言います。

これ個人のことを言うんですけれど、東京都がああとき、昔の堆積が流れるということ想定してなかったのは、それはまさかということで、政策の正常化バイアスというふうに、危機管理というわけですけど。

これ、実は結構世界ではあって、2005年のニューオーリンズの水害のときは、1,300人も亡くなったわけですけども、あの時も、今日で見てもインターネットで間違いが記載されてんですけど、ミシシッピ川の氾濫ではないんです、2005年ニューオーリンズのハリケーン・カトリーナによる水害というのは。巨大な湖のポンチアトレイン湖でもないんです。

あの時はですね、まさに善福寺川みたいな小さな運河が氾濫したことによって、1,300人亡くなったということがあったわけで、これもまた政策的にそういったことを、小さな運河が氾濫するということ想定しなかったんで、ミシシッピ川だとか、ポンチアトレイン湖については、非常に強大な堤防を築いてたんですけども、小さな運河の判断を想定しなかった、というのがあつたわけですね。

これは、現在の世界の気候変動の状況を見ると、やはりせめてここで言う神田川流域の整備計画と東京都の豪雨対策基本方針で、流域対策とグリーンインフラと調節池ということで75ミリ対応、というこの調節池は、私は欠かせないと思います。

まず、今日は都市計画決定をして、その上で話題になってる点については、十分住民に対してですね、そういった犠牲がないようにということで、納得していただくように説明を重ねてくような、具体的な計画をこれからつくるということで、進めるべきだという意見を申し上げさせていただきます。

【原田（保）会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 先ほど大規模な透水性舗装の整備等で被害がなくなるような話がありましたけれども、極論すればですね、今と違って昔のように雨が地面に染み込むようになれば、水害がなくなるということでありまして、それならば昔の東京にはですね、水害がなかったということになります。

しかし、現実はそのようではありません。これまで様々な豪雨対策を進めてきたことで、一定の成果を上げられているものの、今後増大するリスクに対応するには、河川や下水への

負荷を減らすために、雨をできるだけ地面に染み込ませることも重要である一方、抜本対策である地下調節池などのハード整備は不可欠であると考えます。

今回の能登半島地震でも、能登半島で前回大きな地震があったときにですね、被害が少なかったということから、抜本対策が遅れてしまったとの専門家のコメントが報道されています。

直近の被害が参考にならないときもあります。自然の猛威はいつ身近にやってくるかわかりません。したがって、この地域の浸水被害を軽減し、気候変動に伴うリスク増大に対応するためにも、重要な施設であるということ、都民の命と暮らしを守るために欠かせない施設として、これからも地元の理解と協力を得るために、丁寧に説明を行いながら進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

【原田（保）会長】 中山委員、どうぞ。

【中山委員】 今、加藤さんから話が出たので重なっちゃうんですけども、今日の決定で、グリーンインフラとか、雨水浸透の対策を今後しちゃいけないとかですね、そんなことでは絶対ないわけですね。

当然やってかなくちゃいけないし、ただ、抜本的な対策として強力な対策をハード面でやらなきゃいけない。

貯水池の工事というものは、これはやはり、先ほど青山先生からもお話ありましたけれども、想定を超えるような降雨というのはあり得るわけですので、その想定を超えるような降雨に対しても、まずは大所のハードの工事というのはきちっとやらなくちゃいけないと思います。

その上で、更に工事そのものには、どんな工事でも御迷惑をお掛けしてしまうような方々が出てきますから、それに対してどういうふうにより寄り添った対応ができるのかということ、これは工事主体である建設局とか、あるいは杉並区さんにも御協力いただいて、それはきちっと検討していくべきだと思います。

都市計画審議会の役割としては、もう本当にあふれてしまうようなことも実際起きているわけですけども、想定を超えるような降雨に対しても、できる限り対応していくために、今提案されている工事ということについては、私は勇気を持って決断をすべきだと思っております。

意見として言わせていただきます。

【原田（保）会長】 原田委員、どうぞ。

【原田（あ）委員】 先ほどから、透水性舗装、昔の方が吸っていたんじゃないかって言いますけれども、透水舗装というのは御存じないようなので教えておきますけれども、ただ単に水が通るだけじゃないんです。下に砂利とか保水性のある空間をつくるんです。ですので、普通の荒地よりも水を吸うんです。そのことがまず透水性舗装の基本なので。だから荒地だったらもっと吸っていたなんていう話にはならないんですね。一応貯水量があるんです。

それからですね、青山先生からグリーンインフラで対応できないんじゃないかという話があったんですけど、何も75ミリのうち75ミリやれって言ってるわけじゃないんですね。透水性舗装では無理です。

ただし、私は10ミリってのはおかしいんじゃないですかと。なんで何の支援もなく全然進まないこれを、進まないから10ミリ以上にしたって駄目なんだとばかりに、私は20ミリはほぼ確実に行けるだろうと、もっと更に上まで行けるんじゃないかって思ってるわけです。

ところが、もう毎年補助金は1億円、使われもしない、という状況ですよ。

さっき、今度の計画は30万立米ですよ。30万立米を、これじゃないと無理なんだって言っていますが、練馬区は、同じ時間をかけて、練馬区は25万立米やってるわけですよ。

なので、全く、先ほどの青山先生のお話はむしろ、その話は聞いたって言いますがね、青山先生が私の話を聞いてたのかなと、いうことを指摘をしまして、終わります。

【原田（保）会長】 ほかにございませんですか。

はい、水庭委員。

【水庭委員】 この場で決定すると、決めていかなきゃいけない前にですね、渋谷川とかですね、川の下に大きな貯留槽をつくって流してると思うんですけど、そういった計画は、手前になかったんでしょうかっていう、ちょっと確認なんです。

【原田（保）会長】 三宮幹事

【三宮幹事】 今回の計画を立案するに際しましては、いろんなパターンが考えられますけれども、掘り込み式というような、そのまま溜め池にするような方法ですとか、それから、貯留池みたいな地下につくるもの、それから今回のようなトンネル式というようなことで、これは建設局の方で概略検討というものを行っております。

その中でやはり、しっかり量も取れて、それで公共用地の下を中心に極力民地への影響を避けるというような考え方から、現在の方式を採用するという事になったというふう
に聞いております。

【水庭委員】 ありがとうございます。

一つの案としては、この川の下につくれば、この取水口をこんなに広く取らなくてもいい
んじゃないのかなとか、もっと長く取ることで、もっと有効的な量を確保できるのでは
ないかなという試算はされているのかなという確認でした。ありがとうございます。

【原田（保）会長】 それでは、本件についてほかにございませんか。

ございませんようでしたら、日程第6の案件について、採決に入らせていただきます。
議第7653号、東京都市計画河川善福寺川の案件について、賛成の方は挙手を願いま
す。

[賛成者挙手]

【原田（保）会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 次に、日程第7として、議第7654号から議第7657号まで
を一括して議題といたします。

山崎幹事、説明をお願いします。

【山崎幹事】 日程第7、議第7654号、八王子都市計画区域区分、議第7655号、
立川都市計画区域区分、議第7656号、町田都市計画区域区分及び議第7657号、福
生都市計画区域区分の変更について、一括して御説明いたします。

資料は、お手元の紫色表紙「別冊（1）八王子都市計画・立川都市計画・町田都市計画
及び福生都市計画区域区分 概要書」になります。

1ページの左側、1. 区域区分の変更についてを御覧ください。

昭和43年の都市計画法の制定により、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、
計画的な市街化を図る必要がある場合に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるこ
ととなり、昭和45年に、当初の区域区分を都市計画決定いたしました。

以降、都市づくりに関する上位計画などを踏まえ、適切な時期に区域区分の変更を行う
とともに、社会経済情勢の変化などを踏まえ、昭和56年、平成2年、平成8年、平成1
6年に、東京都全域を対象とした用途地域の一斉見直しに合わせ、区域区分を変更してお

ります。

今回の区域区分の変更は、道路の整備などによる地形地物の変更に伴う区域境界の見直しや区域境界の明確化などを一括して実施するものでございます。

1 ページ右側、2. 経過及び今後のスケジュールを御覧ください。

今回は、令和5年3月に都へ提出されました変更原案を受け、4市町の変更を付議いたします。

変更の内容につきましては、概要書の2ページから5ページに記載のとおり、まず八王子市におきまして、市街化区域への編入が34平方メートル、市街化調整区域への編入が0.2ヘクタール、東大和市におきまして、市街化区域への編入が0.1ヘクタール、町田市において、市街化区域への編入が380平方メートル、市街化調整区域への編入が1.7ヘクタール、瑞穂町において、市街化区域への編入が312平方メートル、市街化調整区域への編入が0.1ヘクタールとなります。

本案件につきまして、令和5年12月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

日程第7の説明は以上です。

【原田（保）会長】 それでは、本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

ないようでしたら、採決に入らせていただきます。

議第7654号、八王子都市計画区域区分の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議第7655号、立川都市計画区域区分の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7656号、町田都市計画区域区分の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議第7657号、福生都市計画区域区分の案件について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田（保）会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田（保）会長】 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。長時間にわたり御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

議事録には、私のほか鬼沢委員にも御署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後6時06分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。